

大正參年冬月編纂
昭和九年十月增補

見島郷土誌

副本

(二)

出

芳

75220

萩市立図書館

●天然記念物

昭和三年九月二十二日内務省告示第二百四十九号ヲ以テ史蹟名勝天然記念物保存法第一條ニ依リテ、通り内務大臣指定セラル

第一類 天然記念物

名称

地名

見島牛産地

山口縣阿武郡見島村

見島村の亀棲息地

同 字片く

見島全島
同 地域

●見島村農會

一 設立年月日——大正五年三月十六日

一 會員數
當 初 二七八人
昭 和 九 年 三一九人

一 事業概要

農業ノ指導獎勵ニ関スル施設
農業ニ従事スル者ノ福利増進ニ関スル施設

農業に關スル研究及調査

農業に關スル紛議、調停又ハ仲裁
各種農家小組合、指導

一維持方法

會費事業收入其他、獎勵金等ヲ以テ經費ニ充ツ

一資金 基本財産金百八於四円五於七奉 (昭和九年九月調)

●見島村報國畜牛組合

一設立年月日 明治四十二年五月六日

一組合員數

設立当初 二三人
大正三年 二四〇人
昭和八年 一九六人

一畜牛數

当初 六五二
大正三年 七五四
昭和八年 三八五
牛 一五〇
牝 一五〇
一六二
一六二
三五〇
三五〇
三五〇

一維持方法 従前、收入殘金ヲ以テ種牡牛購入育成シテ之ヲ生カシ利益金ヲ以テ事業遂行ヲナレワ、アリ

一積立金、ナシ

●見島産業組合

一設立許可 大正十年十月五日

一毎年度別狀況左表、如シ

年 度	組合員	出資金	貯金 額
大正十年度末	六六	九七〇.〇〇	十 町
十一年度末	七四	一〇五〇.〇〇	一〇〇〇.〇〇
十二年度末	七六	一〇八〇.〇〇	三二〇.〇〇
十三年度末	七七	一一〇〇.〇〇	三三二.八七
十四年度末	七七	一一〇〇.〇〇	五七六.六二
昭和元年度末	七七	一一〇〇.〇〇	六六八.六八
二年度末	八七	一三二〇.〇〇	一〇四三.二〇
三年度末	八七	一三二〇.〇〇	一二七六.九五
四年度末	八六	一三〇〇.〇〇	一三〇八.九三
五年度末	八八	一三三〇.〇〇	一五五二.二六
六年度末	八八	一三三〇.〇〇	一七三六.六四

昭和七年度末
八年度末
九年度末

八八	一三三〇.九〇	一九九三四六
二三五	二八〇〇.〇〇	二六〇一七一

昭和八年四月五日
組織変更認可

●見島村漁業組合

一 設立年月日 明治三十五年八月二十七日 創立今年十一月八日 知事ノ認可

マ受ク

一 一口分加入金 以前ハ時期ニ依リテ高低アリ現行ハ五圓乃至二拾圓
一 組合員数、基金等尤、如シ

年次	組合員	基金	遭難救恤資金	損益
設立当初	一四二			
大正元年度	一四四	五四五圓	五五圓	
五年度	一四五	五九三	六五	
十年度	一八三	一七三二	一〇〇	
十五年度	一七九	七	二	
昭和五年度	二〇〇	七	六	
八年度	二一五	七	一五	

一 役員 〓 設立当初 〓 理事 六 監事 一 總代 八
昭和七年十一月以後 理事 三 監事 六 總代 十二

●見島電燈

大正十五年見島電燈株式會社組織せらるる経営発起者ハ萩町厚東
常吉氏ニシテ本社ハ萩町ニ發電所ハ本村字宇津ニ設置せらるる需要
全燈數約五百(経営者ノ見込數ハ千燈ナリシ由ナルモ民力疲弊ノ為メ
カ点燈セザルモノ八十餘戸アリト)ナリシガ財界不況ノ多メ後更ニ四百以下ニ減
少セリト料金ノ一例ヲ擧グバ二〇ワット^{月額}港田村一五ワット九於表等ナリ
十五年七月四日ヨリ試運轉開始成績良好ニシテ數日後点燈せらる
昭和八年度ヨリ山口縣電氣局ニ移管せられ(買収)在来ノ發電機ヲ
暫時充用せしむガ九月ニ至リ發電所ヲ本村字別屋ニ新築せられ新式發電
機ヲ据附ケラレ十二月七日落成式ヲ舉行せらる
縣管移管後料金低減せられ二〇ワット九於五束、一五ワット八於表トナリ
九年度ヨリ更ニ二〇ワット八於五錢、一五ワット七於八束ニ減額せらる
今年度ヨリ交通安全ノ為メ道路要所ニ待燈ヲ設ケラル(一區三ヶ所)

見島電燈株式會社
山口縣電燈

◎ 郷土歌謡民

郷土歌謡は三つありシヨシヨシガエー節、團子節及び盆踊歌是なり

一シヨシヨシガエー節

シヨシヨシガエー節は婚礼、誕生祝、歳祝、新築落成祝等の祝賀宴會に於ける唯一の祝歌として何れの時代何れの地方より傳はりしか詳かならざるも歌詞は舊藩時代の流人の作なるべしと思はる其の内容語句等も往々常軌を逸せる節なきよあらざるも俗人向として採りて其の價值ありて歌曲は高雅流麗あらは賞まべし左に歌詞一二を掲ぐ

一先づ今日あり御祝よ万吉日ある日と取りて床まかける懸物の前み供へし

三方の台のまはまよ松うゑて一の枝は金かなる又その次なり二の枝は白ね白銀ふねなる三よばまし其の枝は鶴がはやして亀がまふ何をまふかとつち立ちまを見まはまの家御繁昌と舞ひあそぶシヨシヨシガエー

(解) 一、枝は金かなる 二、枝は黄金なるハ重複ナリ

二一富士二鷹や三茄子柳子は牡丹で御所栞六ツ昔は高砂の尾の上の柳は曾根の柳セツ浪花のいけの柳ハツハ幡なる宮所九ツおよ倉を

建了其の倉内なる積み物は黄金白銀米を積むシヨガエー
唱ひ方」先づ列席者手拍子数回の後主賓格者又は之に準ずる者
若しくは特子指名せらるる者最初の二節を音頭を出して
調子を定め第二節以下は一同手拍子を合せて合唱を其の
協調一致を音吐は朗々として堂を揺るがし山野を裏くが如
く自ら祝賀氣分横溢し宴席上より不知不識の間に協
同一致の美德を養ふ價值あるを以て貴重の民謡として
子々孫々紹述すべきものありし

二 團子節

團子節も女子の仕事歌なり古来團子の粉ひきも歌ふと主とせらるる名
づけしものか粉ひき、夏麦つき、田草取り等の時美声調和して歌ふを聞け
ば此の労苦を感ぜざらむ如く仕事迅速な進行する様自ら観る者を
して歎称せしむ其の歌曲は平易流暢にして賞すべし歌詞は概ね野
卑淫猥にして同教上黙通し難きもの多きが故に小学校教員は其の弊
害を打破せんが為の明治三十三年頃より唱歌を盛んならしめて團子節
壓倒も努めし結果青年女子の之を唱ふる者あきま至りしと世俗の進
歩とに伴ひ近年殆ど之を聞かざるを得ざるほど又一面歌謡が精神
を快活に引立て労苦慰安の一方便ありとより考慮する時は興味津津々
たる優良歌詞を選抜して御土歌の存続を計るべくも^社世上有^手棄^教裁^の
事たるを思へば曩日之を壓倒絶滅せよめんと計りし識者も其の殘慮
を悔い嗟膺の感あきを得ざる幸に同感の士ありて之を復興せらるたらん
は一知半解の輕拳を敢てせし編者の責任も幾分解除すべしか
尤に在来歌詞中佳良と認むるもの數首をかゝく

おやの意見となすびの花は千二一つのあだはない
親は子といて尋ねもすがおやをたねぬ子はまきさ
嫁を憎むあふらんかあは娘は人の嫁
魚は瀬よりすむ鳥や木よとまる人もなきけの下すむ
舟は船次第はかこ次第家の世帯は噪次第
△義理のせまさは雪さへも梅をけあせてやぶまなく
浮世わらうなら豆腐で渡すもので四角でわらわで
△やぶの浮世将基のあまは角と思へば金が出る

三、盆踊歌

盆踊の古きものに「エーサ踊」といふある傳來詳かならず口碑より述ば昔
京都の藝妓来りて傳へしといへど何等引証すべしものなく唯京言葉
二三今日尚日用語に存するより考ふれば全然架空の傳説もあらざるべし
か歌は節長く悠長の氣韻あり歌手は數十人手を連ねて回陣を
造り聲を和して高らかに歌ひつゝ、足拍子を合せて一步一步左に進みや
全田右廻り太鼓打は中央に在り踊手は外周に回陣縦列となりて
左廻り踊りつゝ前進す手法は僅に五手より幼児も演じ得る程簡
易なり往時は東西二ヶ所同時な競争的盆間毎夜々を徹して踊り
ぬく盛況なりしが明治二十二年頃(不明)よりか宇津踊り変り今は全く
跡を絶つに至り歌の一ニを擧ぐまば

祝ひ芽吹きの若木よまよ枝も栄えてまきのまける
ふとしや春年後よほのききて道の小葉よよねかなる
ふゆ葉の思ふことはすふたすも野鳥のさすまのさす

現今盛んに行はる盆踊も以前より宇津区民の踊りしものて是亦傳
來経緯詳かならず踊りの手法二十四手中中央より太鼓打口説手囃子
ありて踊手は其の周囲を右廻り踊る手法敏捷優美ふるまふと全國中
他より多く其の比を見せると口説の節も面白く踊と両々相俟ちて観るべき
價値十分なるといふべし曾て明治三十四年の頃ほひ衛生生風紀上盆踊を
有害行事として其筋より禁止の運命を遭遇せしも昭和六七年頃より
主義一変し農村青年唯一の娯樂あはせしめて大に奨励せらるるに至り
茲より再生の機運を迎へ近年は殆ど盆向毎夜徹夜行事となると盛況
にして海を渡りて他町村より來觀者さへあるに至り口説の歌詞も團子
節と同じく風放の害あるもの大部分なりしが近年進歩せる青年の理
解よりて在來歌詞中の弊害なきもの即ち那須の與一、志賀團七
等の如きを撰採演奏す尤も口説の節と歌の一例を掲ぐ

いろは歌
稚きをば愛してとほまは、亮は敬ひ無礼をなすふ、腹が立つとも
みふまでいふふ ~~以上口説節全部~~ 憎み度くらは我が心から ~~下畧~~

けえて貰うて高慢ぢやないけ進ぬやうよ (下畧)

(遺補) 踊手の服装は紋り又は緋の大柄物の振袖より扱ぎ帯を左側より結びて
餘分の手を長く垂らし頭より風呂敷大の布片を被りて僅よ目鼻
だけ見はせ幾十百人居るもの一齊の装ひある点の特に協同の美風を
發揮せ

(盆踊實況映畫撮影) 昭和十年六月九日秋税関支署長沖田博氏
の主催にて新聞記者等多數同伴本村視察旁々来島せらるる同夜
小学校内にて映畫會開催翌十日朝、村役場員、青年團長、區長
等の斡旋よりて主婦會員女子青年團員等を踊手として招集
し臨時盆踊會を小学校第二運動場にて舉行し沖田支署長之
を撮影せらるる之を見島盆踊映畫化の嚆矢とす

共同一致の歌

共同一致の精神は見島精神の真髓なまば之を永遠に持続し
 涵養する為の郷土歌として鼓吹せらばとの議起り明治四十五
 年之を創作せられ再來事あり毎よ「シンガキ」と共よ盛んよ唱歌
 和せらるよ至まらる歌詞も多田守家氏の創作として當時の縣郡
 當局者の校閲を経傑作として讃辞を博しありものよして曲々
 大家の名曲中より本史編者の選定は係るものなり歌詞歌曲尤の

如
 1355 | 6512 | 3321 | 21 | 1555 | 3355 | 2321 | 10 |
 1355 | 6512 | 3321 | 21 | 1555 | 3355 | 2321 | 10 |
 1355 | 6512 | 3321 | 21 | 1555 | 3355 | 2321 | 10 |
 1355 | 6512 | 3321 | 21 | 1555 | 3355 | 2321 | 10 |
 1355 | 6512 | 3321 | 21 | 1555 | 3355 | 2321 | 10 |

一あゝ喜ばしあなうまし多年の苦心かひあゝそて巨額の共同負債をも償
 還せしむる愉快あり

二抑もや吾等の此村は周回五里は足らねども地味肥え五穀とくみのま

牛の産出夥し

三、四方は海に囲まされて水産利益無尽蔵とれば産物数多く富裕の村と呼ばれてはしる

四、満つては缺く世の習ひ明治八年この方は比年旱魃続きしもの世の趨勢に従ひて

五、次第に募る奢侈の風殊に物價は騰貴して負債を山と積みぬまど日々たつたつたおふけて

六、支拂ふたとの出来をまは債主を惹き来て父祖傳來の田畑をまゝに人手に落ちんとす

七、村の有志者相謀り明治十有八年の官に願ひて保護の下共同仕組の法立ちぬ

八、其後も続く旱害を見込かして其の保護を解る事當時の惨状は語るも涙の種ぞ可し

九、寄るべ満の捨小舟波のまじり西東漂ふ中辛らう漕ぎ着け得ある大岡也

十、僅か二年で見放され復ゆさまふ身とありて二十四年の神無月たつね得あるは島根縣

十一、安心せし東の間や堀に陥りまたと世よあつてさうなつてさぬや、自暴自棄を流せり

十二、盲亀の浮木履暈花のはる咲く時の免ぐも来て十数年引続き、五月十兩の順序とく

十三、天佑人事と相應じ殊に二十二年より指導監督人を得て一同されはけげなきや

十四、朝も星を戴きて夕も月を踏みくると勤る上は儉約しし甲五年の外は好むは

十五、共同一致の實擧り三十年の辛酸で於數万田拂ひ得て初めて愁眉を開きたる

十六、樂は苦の種苦も樂の種てふは宜しきや坊の苦みと喜びは何時か忘れん忘れぬや

十七、是も鑑み吾々は共同一致忠實に勤儉産を治めつ、是を信

是正義俗を爲し
大、實踐躬行倦まざれば家富み村は榮ゆべし、勤勉勵まへ諸
共々嗚呼喜ばし、あふ嬉し
以上

●見島燈台

本島、日本海航路、要衝に當り且つ此門警備上樞要に位セルヲ以テ、
日露戦役中、海軍望樓ヲ設ケラレ海底電線敷設ノ恩典ニ浴スルヲ
シ得タル等國家的價値アル島岫トシテ誇ルニ足ルモノナリ而モ夜間、航
海者ニ取りテハ目標小ニシテ濃霧等、際海岸ニ衝突難破ル船舶
古來數多アリシニ微シ燈台設置ノ要ハ何人モ認ムル所ニシテ政府ニ於テモ
日露戦役中特ニ其ノ必要ヲ痛感セラレ三十七年六月位置ヲ城ヶ原山
ノ南端ニ選定セラレ畑山林二段四畝ニテ一歩ヲ買収シテ燈台敷地ト
定メラレタルモ其ノ後國勢ノ振興ト共ニ國費多端トナリ遂ニ遷延今日ニ
及ブモ空シク國有雜種財産トシテ存置ノマ、建設實現セザルヲ遺憾ト
セリ然ルニ幸ニシテ昭和八年六月菽市土原医師村上乙熊氏(本村出身者)
篤志ヲ以テ燈台建設費金壹千円寄附申出アリ本村會ハ滿場一致受
理ヲ可決シ八月八日ヨリ工事ニ着手シ同月二十二日竣工更ニ十月十三日
電氣工事完了今日点燈開始セラル其ノ詳細ハ別紙ニ明カナルヲ以テ
茲之ヲ省畧ス

昭和十八年

城ヶ原山岫、移新

見島燈標建築工事概要

。電燈科 吾 編

定額全部 全九十五月 四拾年

免除 額二萬五千 元 概 額七十萬
財 源 并 費 人



見島村立見島燈標建設経過報告

日本海ノ一孤島タル本島ニ於テハ燈台ノ必要ニ迫マリ之ガ設

備ハ多年ノ宿望タリシモ財政ノ許サザル爲建設スルニ至ラザ

リシハ甚ダ遺憾トセリ然ルニ本年六月二十五日萩市大字土原

醫師村上乙熊氏ヨリ篤志ヲ以テ燈台建設費金壹千円寄附申出

アリタルニ依リ同月三十日寄附受理ノ件並ニ燈標建設ノ件ヲ

村會ニ諮リ満場一致之ヲ可決セリ

同日燈標ノ位置ヲ見島村字上杖畑第百十二番地(瀬高山海抜

五百四十尺)ノ頂上ニ選定ス

同日燈標敷地ノ道路敷地及電柱敷地地主左野松一氏並ニ電柱

敷地地主引地延介氏ノ無期限無償借入ノ承諾ヲ得タリ

七月十七日燈標建築工事費金七百九十五円ヲ以テ萩市大字椿

東沖野桃一ト請負契約ヲ締結ス

八月八日地鎮祭執行同日工事ニ着手ス

八月二十二日燈標建築工事竣功ス

十月十三日電氣工事完了同日點燈開始ス

建設工事ノ概要左ノ如シ

1. 敷地面積 十六坪
 2. 燈標高 地上五十尺五寸 海拔五百五十尺
 3. 使用燈 常用燈 明弧全度五百燭白光電燈 (不動燈) (白光)
 豫備燈 船用石油燈 二個

4. 工事費

金壹千圓 村上乙熊氏寄附

支出

金七百九十五圓

金百二十八圓四十五錢

金七十六圓五十五錢

合計金壹千圓

收支差引殘金ナシ

燈標建築工事費
 電氣工事費
 雜費

右ノ通報告候也
 昭和八年十月二十三日

見島村長有田暢介

見島村立見島燈標設置ノ件
 昭和八年七月十日
 昭和八年四月十六日
 昭和八年四月十五日
 山口縣阿武郡見島村字上杖畑第百十二番地
 北緯三三度四分〇八秒
 東經一三十一度八分五七秒
 構造 白色鐵造四角檜形
 至燈台高度 一五米三〇
 全燭面至基礎高度 一五米〇〇
 距離 五百
 本燈台ニハ夜十七哩
 ノ時ハ之ガ復舊造ニ多
 少ノ時
 間ヲ要ス

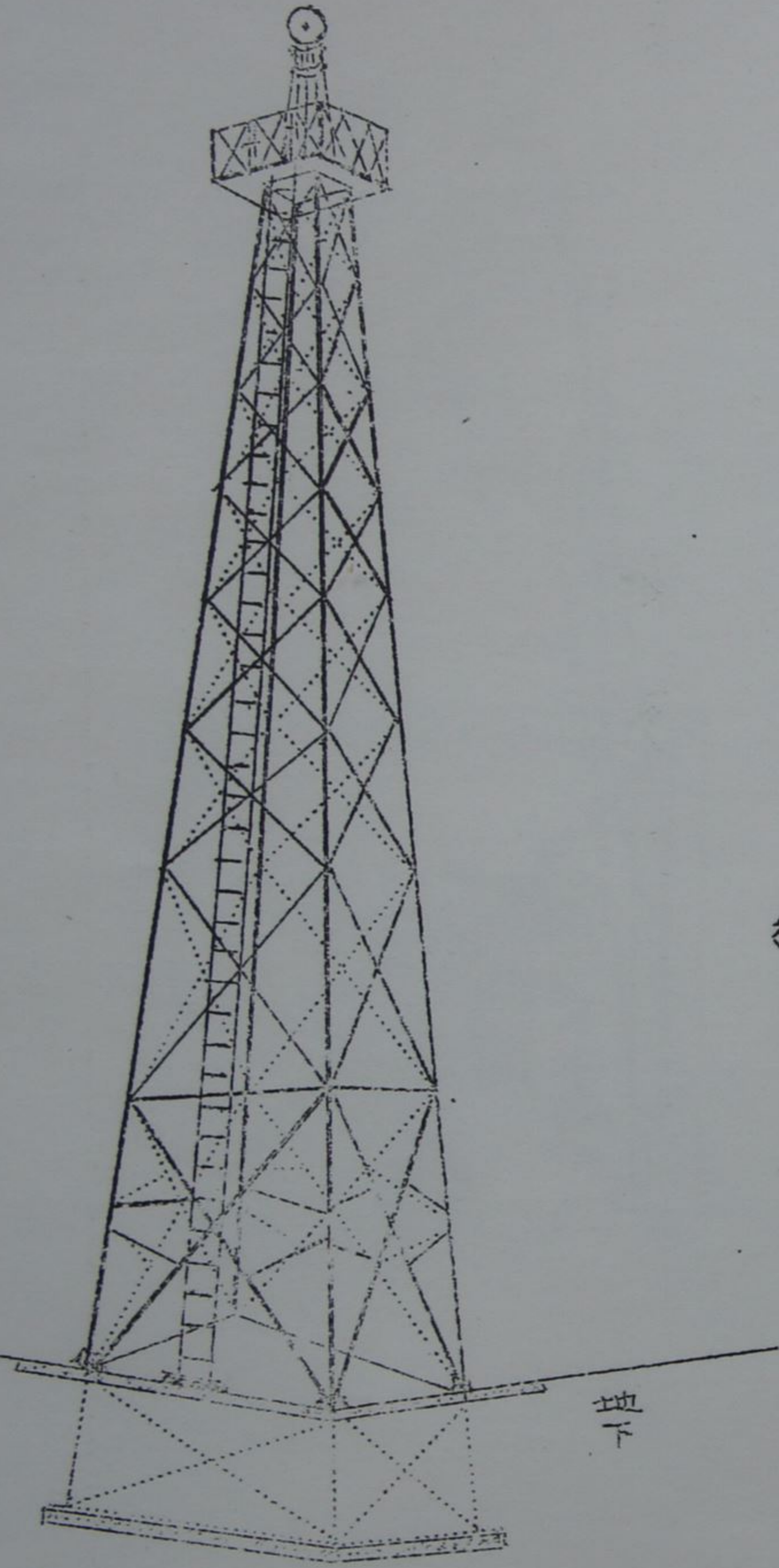
昭和八年四月八日
 工部省
 田中
 工部省

塗色及基礎
 自最基礎
 自最高
 明孤全
 燭光距離
 光達距離
 記事

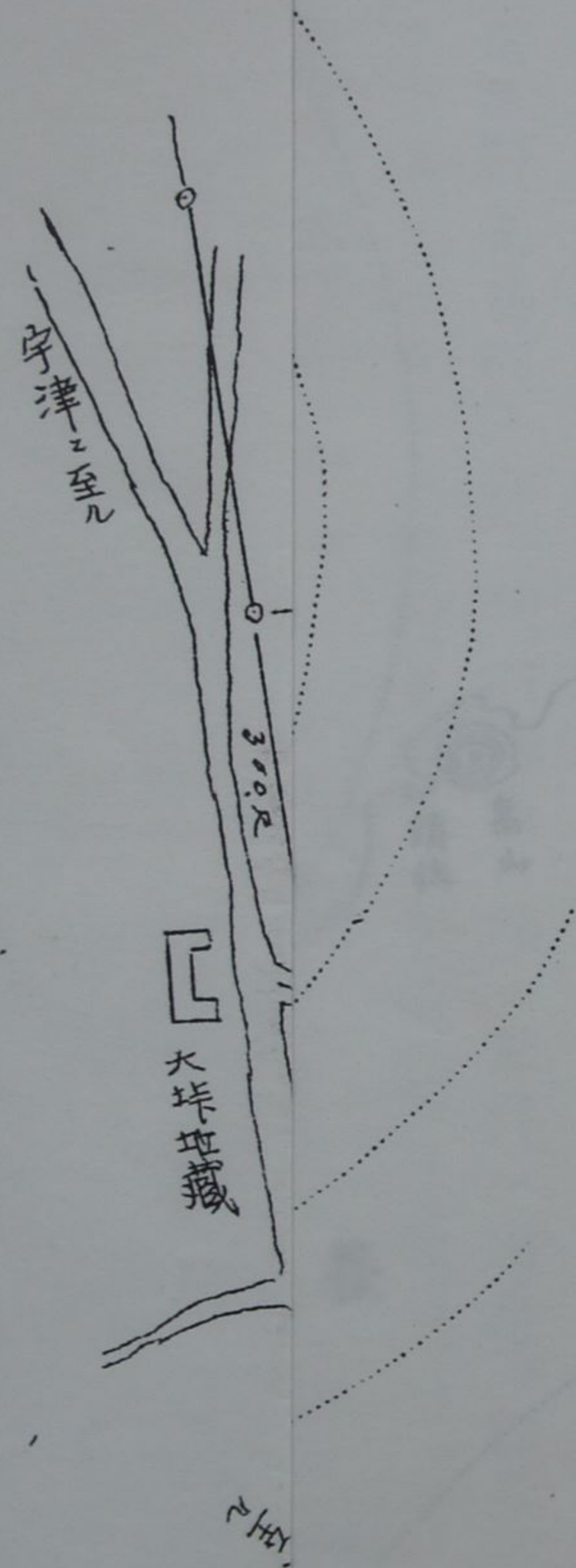
表彰

賞勳局總裁從三位勳一等下條康磨	昭和九年一月二十九日	昭和一八年八月	和島村航路	依千見
		彰仍標	ル章設縣村	
		セテ識山	條費阿上	
		ウ褒建口	例金武乙	
			= 壹郡熊	

見島燈標



縮尺百分之一
總高五十尺五寸

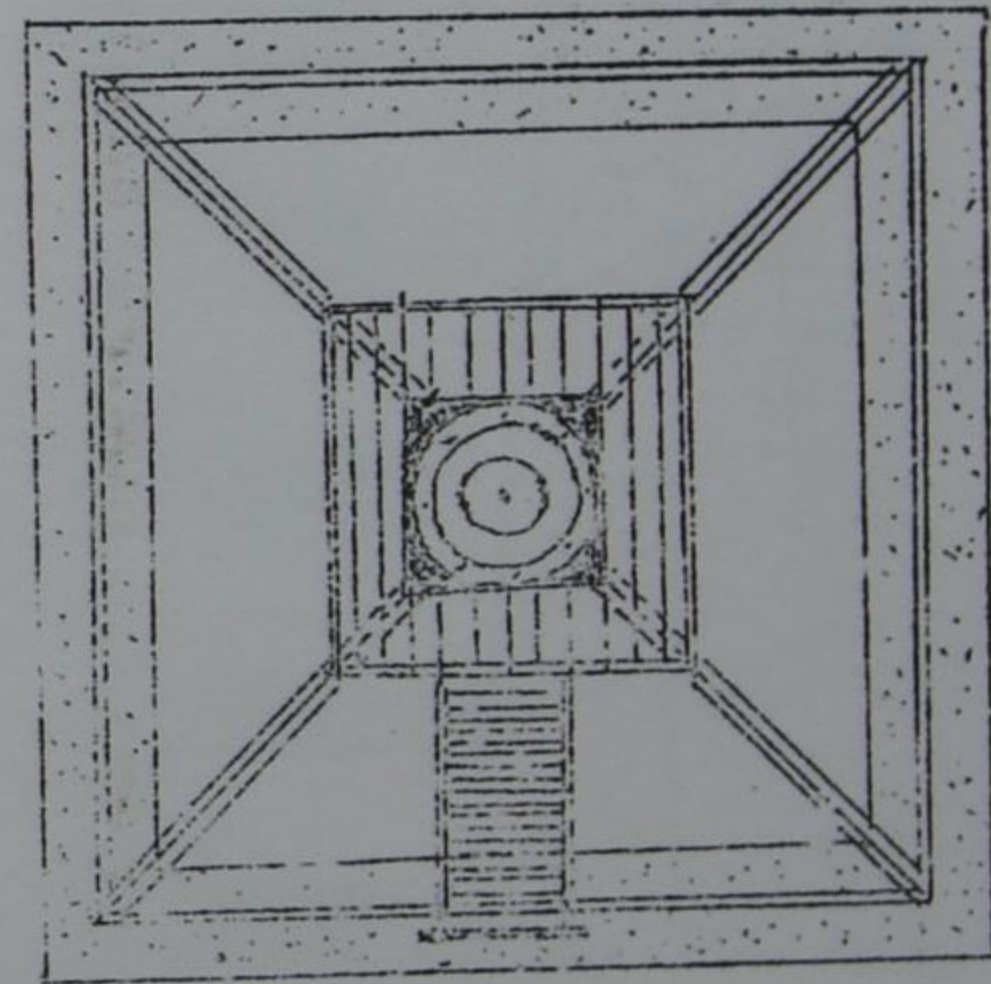


見島燈標附近實測地圖

縮尺千二百分の一

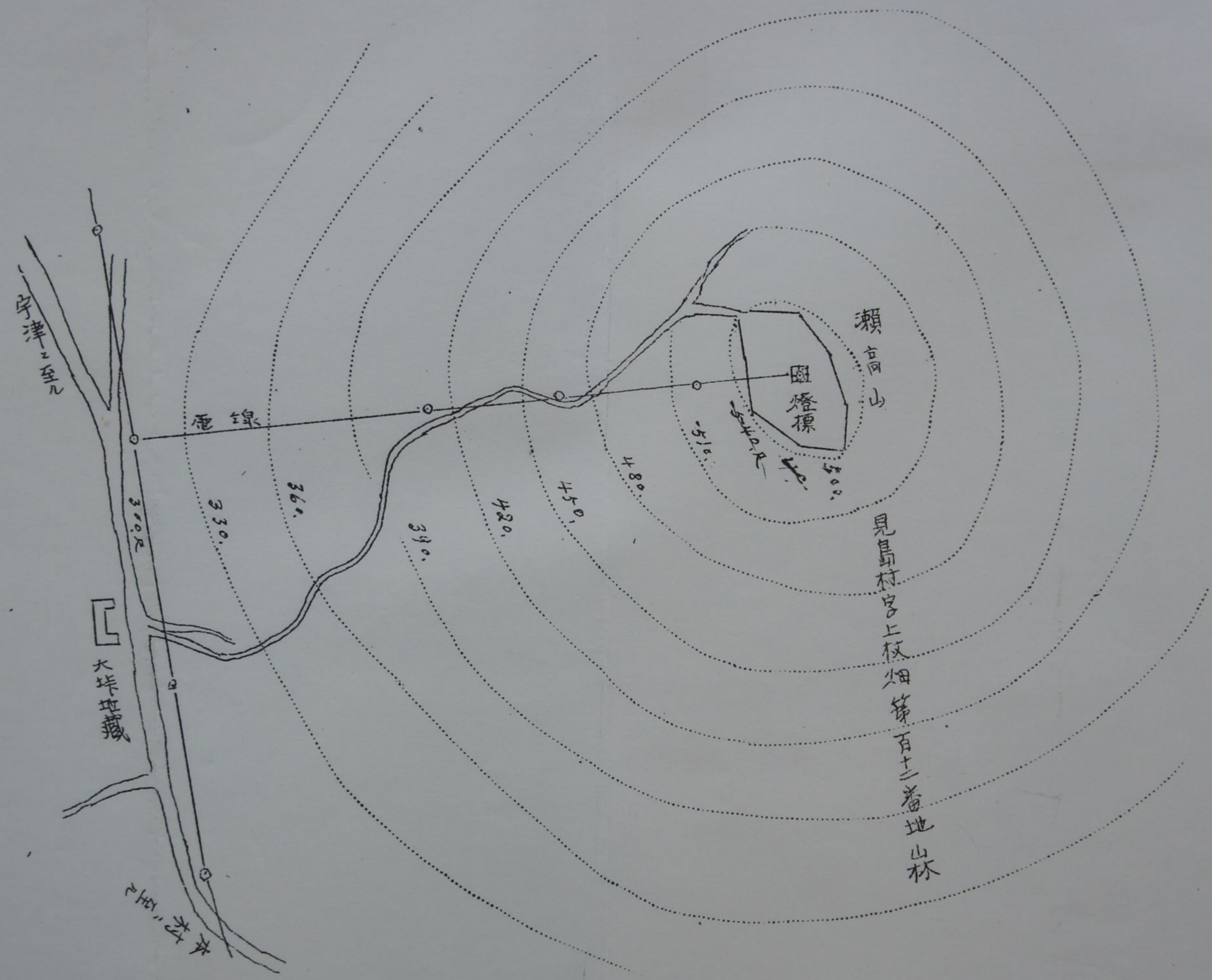
平面圖

縮尺五十分之一



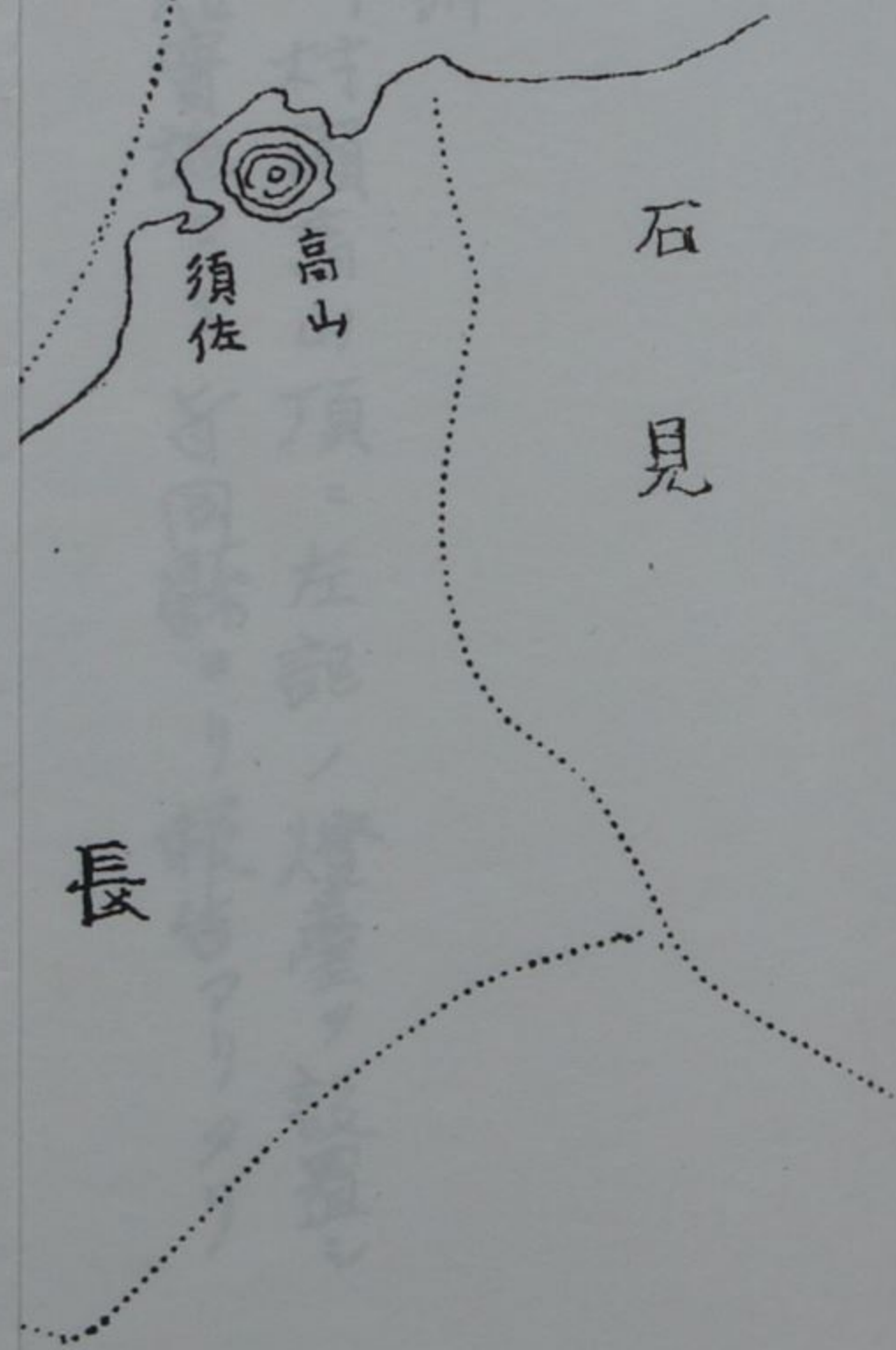
見島燈標附近實測地圖

縮尺千二百分の一



燈台光達區域

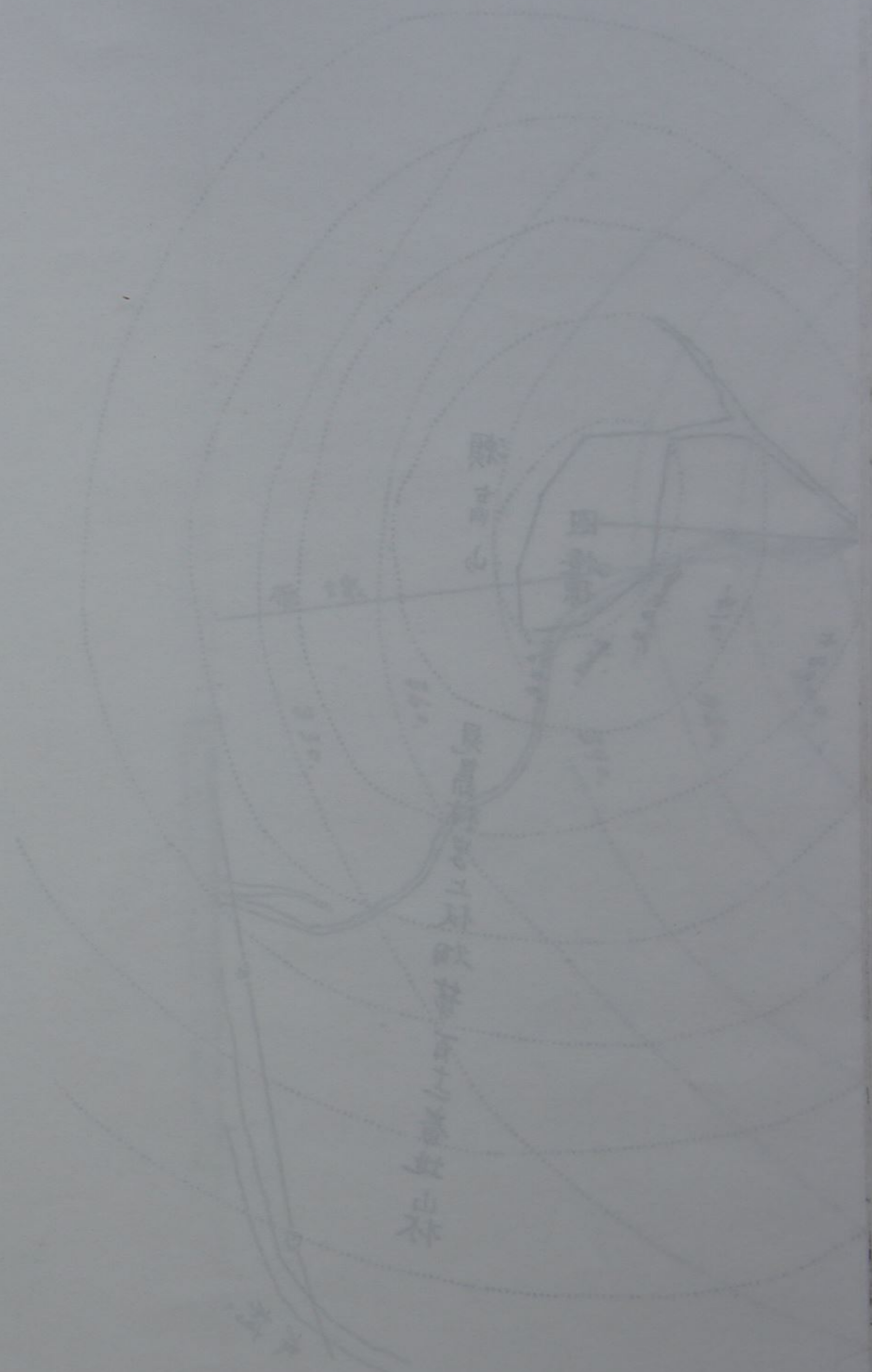
◎直傳省管不第千二百十七號
山口縣阿武郡見島村一六、同
昭和九年四月十一日
昭和九年五月二十五日



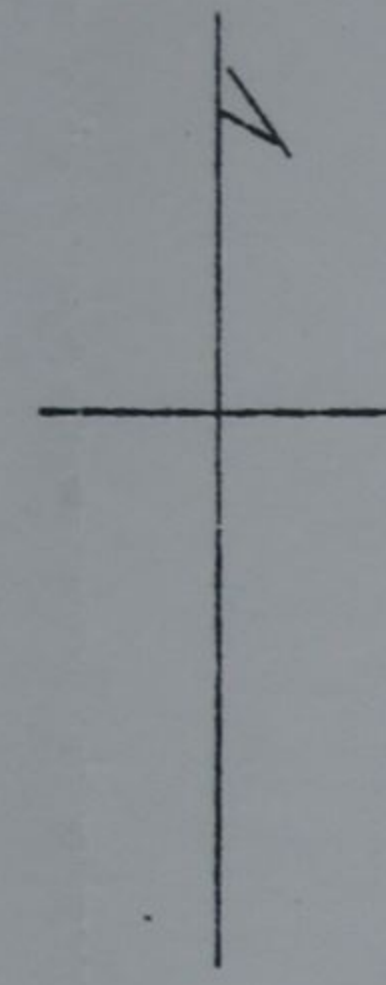
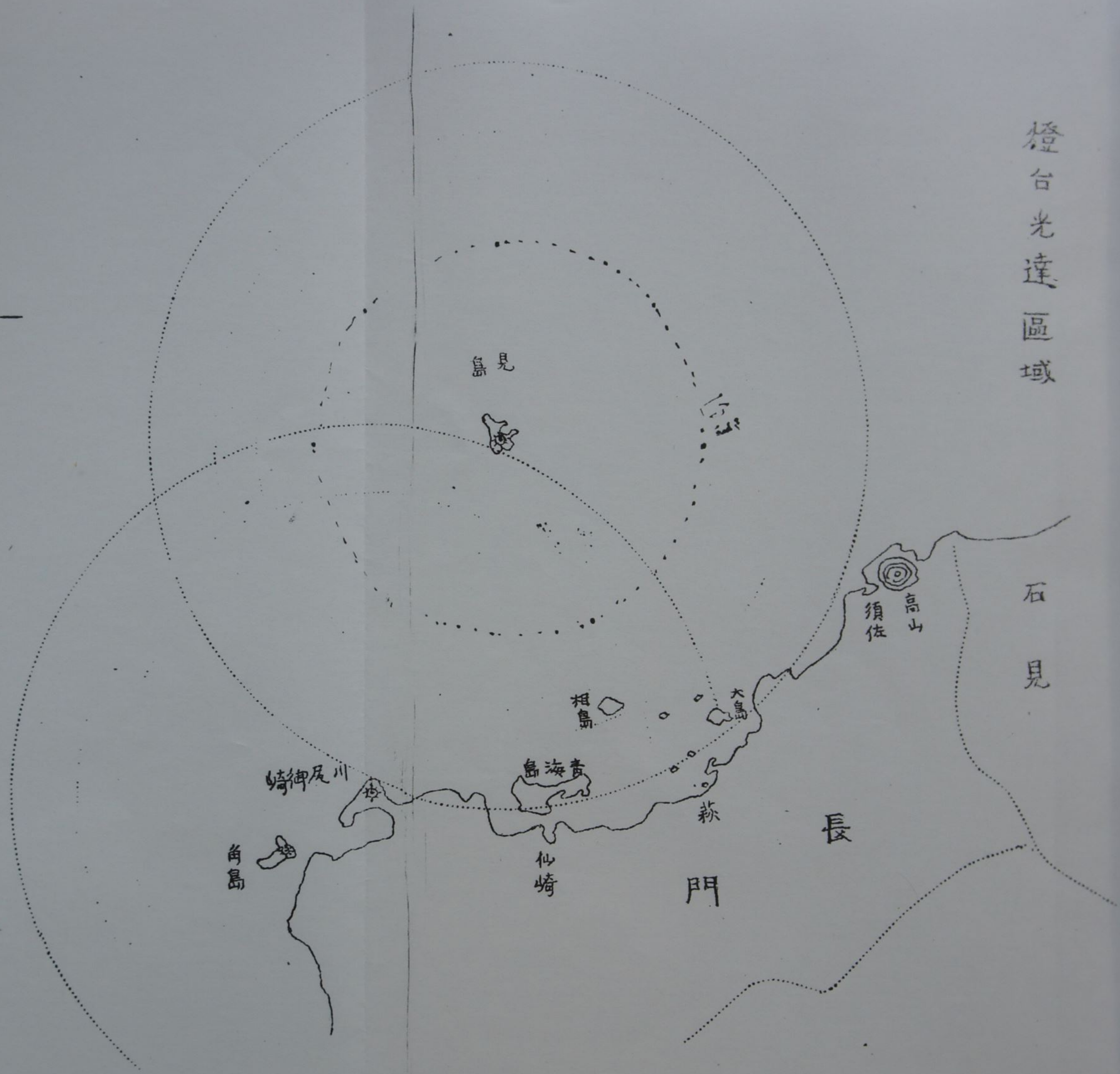
縮尺五十分之一

長門縣新田並兼隊地圖

縮尺二千五百分一



燈台光達區域



縮尺五十分之一



◎逋信省告示第千二百十七號

山口縣阿武郡見島村ニ於テ同村瀨高山頂ニ左記ノ燈臺ヲ設置シ
昭和九年四月十一日ヨリ點燈實施セシ旨同縣ヨリ報告アリタリ

昭和九年五月十三日

逋信大臣 南 弘

見島燈臺

一、位 置 北緯三四度四六分〇八秒

東經一三一度〇八分五七秒

(水路部刊行海圖 第一三六 號)

一、塗色及構造 白色鐵造四角檣形

一、自基礎 至燈火高 一五米三〇

一、自平均水面至燈火高 一六六米三〇

一、等級及燈質 無等電燈 不動白光

一、明 弧 全 度

- 一、燭光 数 四〇〇
- 一、光達距離 晴天ノ夜 十三哩半
- 一、記事 本燈臺之ハ看守員ヲ常置セテ燈火消滅ノ時ハ之カ復舊迄ニ多少ノ時間ヲ要ス

官報彙報

○陸海軍

◎水路部告示第一三號 (四〇三項……四三八項)

昭和九年三月三十一日 水路部長 小野彌一

●九年四〇四項

本洲北西岸—見島 燈臺設置

記事 見島東方山頂ニ見島燈臺設置セラルル 昭和九年四月一日ヨリ 點燈ス

位置 見島東方山頂 (一一一一)上

Lat. 34° 46.2' N. Long. 131° 00' E.
(概 伍)

略記 F. 136 m. 13 瓦 M. (V)

細目 燈算不動白光 (電燈) ●燈高平均水面以上 136 米。

高潮面以上 44.6 呎。 礎上 15 米 ●光達 13.5 哩 ●

燈火料 1100 ●築込無筈 ●明滅全無 ●基礎石灰

鐵道田倉櫻形・新着守・見島村役場管理

海圖	186	149	196	1008	180	162	28	1007	800	1a
種類	+ 誌 18 27 頁		+ 誌 100A		435 番 2 (挿入)					
出所	山口縣									

◎水路部告示第二四號 (七九七項)……八三一項)
 昭和九年六月十六日 水路部長 小野 輝一

(19) 誌 100A (二) 435 番 2 見島燈臺燈高平均水面上欄中「136米」ヲ
 「166米」ニ訂正ス(山口縣阿武隈見島村役場)
 (21) 9年404項

9年404項 (誌 18.27頁 賈付用別紙共) 燈高平均水面上「136米」ヲ
 「166米」ニ訂正ス(山口縣阿武隈見島村役場)

見島村歳入歳出(決算額)

年度	歳入	歳出	年度	歳入	歳出
明治三十六	四〇六〇九一〇	三八九六三三四	大正九年	一一四四二三五	一〇六二九四七
三十七	一九〇一八一三	一六一五一〇〇	十年	一三四三八一九	一一五八二一四
三十八	二一五七三三〇	一八三一四七三	十一年	一四九四五五八	一二五七七六六
三十九	二一二五六〇九	二〇三四九六二	十二年	一三八八六二〇	一二九四九〇一
四十	二三一六九二七	二〇八一七二三	十三年	一三二〇九〇〇	一二三三八八四
四十一	二六六一三六一	二五〇三七七一	十四年	一五二四六八七	一三八二九八三
四十二	二四五六二四〇	二二四九八一九	昭和元年	一九六四七九三	一七五八六七六
四十三	二六一七〇八一	二二九六九〇五	二年	二二九一一九一	二〇八七二六一
四十四	三一四六三〇一	二八六五七五五	三年	一九六〇八五〇	一五六九五七三
大正元年	三六三八〇〇七	三一七〇九〇二	四年	二一三三七一三	一六〇三一〇〇
二年	一一一七二三六四	三二四三二五九	五年	二二〇九七〇五	一五七八三八八
三年	一五四七七九九三	五八七八八〇五	六年	二〇四七八一〇	一六二三八八三
四年	一五六三四九〇三	一五二二一五七三	七年	二七九四〇七六	二三一六〇八六
五年	六一三四八九〇	五一七九八五〇	八年		
六年	六〇七九一七〇	五四八三一〇〇			
七年	六二八五〇八〇	五三七八八六〇			
八年	八六〇九二〇	七六五〇五四〇			

此項中史ハ抄録ス

見島局取扱郵便物、電信、貯金、保険等、概況

年 度	通 常 郵 便 物		小 包 郵 便 物	
	引 受 高	配 達 高	引 受 高	配 達 高
大正五年度	二二一七〇	三一九四〇	三二八	三一二
“ 十年度	三九八四〇	四九八六四	五一八	八一五
“ 十五年度	三八四七九	三七一〇二	八五九	八三九
昭和五年度	三七七四九	四八九〇一	九九六	一四四七
“ 八年度	一九五九八	五七六三八	九九九	二二二八
大正五年度	電信	受信	一七三二	
“ 十年度	“	“	二五四七	
“ 十五年度	“	“	二三三四	
昭和五年度	“	“	二八五六	
“ 八年度	“	“	二二九四	
年 度	郵便貯金	拂 戻 額		
大正五年度	一五五三六二二	一五九〇五九七		
“ 十年度	三七七一五七五	三六七〇六九三		
“ 十五年度	三三〇〇四四〇	二九六六〇四七		
昭和五年度	二五三五二〇〇	三二〇九一〇〇		
“ 八年度	四八六二七〇〇	五一二八四〇〇		

郵便為替

振 出 高 厘

拂 渡 高

昭和五年度	二五三五二〇〇	三二〇九一〇〇
“ 八年度	四八六二七〇〇	五一二八四〇〇
大正五年度	九五一〇六八〇	一三〇七一三九〇
“ 十年度	二四七〇七九五〇	二七五四三九六〇
“ 十五年度	二四三八六五三〇	二一七八七三七〇
昭和五年度	一八五七四〇	二五九三四〇
“ 八年度	二四六四一〇	一九四四五〇

簡易保険

契 約 人 員

契 約 金 額

一 口 契 約 最 高 額

全 上 最 低 額

大正十年	二五	三九一七	一〇〇	一〇
“ 十五年	八一	一三六六六	一〇〇	一〇
昭和五年	二二三	一三三	四三〇	一〇
“ 八年	三四一	一九八	四三〇	一〇

保 險 貯 蓄 額

見島村葬儀用具使用料條例
昭和八年九月廿五日 常務

第一條 本村ハ本村葬儀用具ヲ使用ス

ル者ヨリ左ノ使用料ヲ徴收ス

一 死亡者ノ年齢十四年以上ナルトキ

金一圓

二 死亡者ノ年齢十四年未滿ナルトキ

金五十錢

第二條 葬儀用具ヲ使用セントスル者

ハ村長ニ願出テ許可ヲ受クベシ

第三條 使用料ハ前條ニ依リ許可ヲ爲シタルトキ之ヲ徴收ス

前項ノ使用料ハ其ノ納付後使用ヲ取消スコトアルモ之ヲ還付セズ

第四條 官公費ノ救助ヲ受クル者ニ對シテハ使用料ヲ徴收セズ
村長ニ於テ使用料ヲ納付スルノ資力ナシト認メタル者ニ對シテハ使用料ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトヲ得

第五條 第二條ノ許可ヲ受ケズシテ葬儀用具ヲ使用シタル者ハ五圓以下ノ過料ニ處シ且其ノ使用ニ對シテハ第一條ノ使用料ヲ徴收ス

附則

本條例ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

二 墓後備費金百十元 昭和二十一年

見島村葬儀用具使用料條例案理由書
本村ニ於ケル葬儀ハ毎回棺ヲ上輿形ニ新
調シ之ニ色紙ヲ用ヒテ裝飾シ白日莊嚴ニ
之ヲ行フ蓋シ上世厚葬ノ遺風ニシテ贅稱ス
ベキモノナリト雖近來其ノ分ヲ踰ヘ驕奢
ニ流レシトスルノ弊アリ且毎回棺ノ新調
ニ要スル費金モ亦尠少ナラザレバ現下ノ
經濟難局ニ當リテハ一層之ガ改善ノ必要
ヲ認メタルニ依リ今回本村ニ葬儀用具ヲ

設備シ之ヲ一般村民ニ使用セシメ以テ冗
 費ノ節約ヲ圖ルト共ニ使用料ヲ徴シテ村
 經費ノ財源ヲ補ハントス仍テ本條例ヲ設
 ケル所以ナリ

種別		反別		種別		反別		種別		反別	
村勢一班(官有地)	二	三	三	官有地	一	二	二	官有地	一	二	二
燈明台敷地	一	一	一	有祖地	二	二	二	有祖地	二	二	二
田	一七二五	二〇二	二四二八	價	一〇三〇	一三三	六三六	筆數	一	三	三
畑	二五二六	六一九	二二八三		四二〇	二〇	一三三		一	三	二
宅地	一一六六	六〇三	三七二二		五〇〇	〇	五六一		一	三	一
池沼	〇	〇	〇		一二〇	〇	七〇八		一	三	四
山林	一九二八	六一九	五五〇		一四〇	〇	七〇八		一	三	四
雜種地	三三三	一八	四〇九		〇	〇	二五		一	三	五
計	六三一〇	五〇七	三二八四		三〇〇	〇	三二六六		一	三	六
種別	三	三	免租地	一	二	二	合計	一	二	二	二
反別	二	二	溜池	一	二	二	反別	一	二	二	二
郷村社地	二	二	墳墓地	一	二	二	合計	一	二	二	二
反別	二	二	畦畔	一	二	二	合計	一	二	二	二
村役場敷地	〇	〇		一	二	二	合計	一	二	二	二
反別	二	二		一	二	二	合計	一	二	二	二
隔離病舎地	一	三		一	二	二	合計	一	二	二	二
反別	四	四		一	二	二	合計	一	二	二	二

村勢一班(官有地) 二三選奉有権者数ヲテハ編纂当初、調査ナリ

一官有地 (大正二年末調)

第三種 燈明台敷地

二民有地 (大正二年末調)

筆數

筆數

年次	種別	畜牛		出産		賣出		
		年末現在頭數	計	頭數	價格	頭數	價格	
明治三十九年	内國種	五〇二	一〇八	二〇一	一四五	四七六		
四十年		五五〇	一三一	二六五	一七四	六九三六		
四十一年		五三四	九一	二二五	二三一	六三四三		
四十二年		五五〇	一〇二	二一六	一八〇	四三五六		
四十三年		五九四	一四〇	二八一	一九〇	四五一五		
四十四年		五六六	一四一	二五〇	三〇〇	七一七二		
名称	收穫高	價格	名稱	收穫高	價格	名稱	收穫高	價格
小鯛	一三三六三	六一〇	ウメリコ	二四二八一	一八二	烏賊	一八一〇	五九〇
甘鯛	一一五二六	五二四	海膽	三七七	二〇〇	鰺	一五一〇	六三二
飛魚	一六九四三	三八七	栄螺	五〇九	三三三	鰹	五二二	三四三
鮪	一〇三〇	五九六	鮑	三二六	二四四	鰯	八七七	一一八六
鮪	一八六	五三	石花菜	二〇四	六八	海鼠	一三七	一六四
ヤハゼ	二〇七	一九八	若布	三〇五	一一〇	雜魚	一三〇	五〇
イナキ	一九五	四四八	海苔	八七	二六二	計	二二九	五八

大正元年		大正二年		大正三年	
地租	所得稅	營業稅	醬油稅	計	
一三、七二四	一、三三三	一、一八〇	一、一八五	一、七五七	四、〇〇
四、六八五	二、七四二	五、八八〇			
地租割	四六三、二〇〇	雜種稅	二六、八八〇	營業稅附稅	七、〇四〇
營業割	六七、八〇〇	戶數割	五九二、二〇〇	所得稅附加稅	八、七四〇
合計	一四〇、四七〇	村歲入	一、四〇〇	村歲出	一、四〇〇
科	課目	金額	科	課目	金額
財産管理収入	財産管理収入	四、五二六	雜收入	雜收入	五、〇〇〇
使用料手数料	使用料手数料	五三、〇〇〇	縣費補助	縣費補助	三二、〇〇〇
交付金	交付金	六五、二六〇	前年度繰越金	前年度繰越金	二一〇、〇〇〇
村税	村税	三二、八三三	合計	合計	三六九、四九五
役場費	役場費	一、四二四	土木費	土木費	一、三〇〇
會議費	會議費	三二、〇〇〇	教育費	教育費	一、五九二

傳染病豫防費	四二〇〇〇	隔離病舎費	一二〇〇〇
汚物掃除費	八〇〇〇	公園費	一三三九七〇
勸業諸費	三八〇〇〇	諸稅及負擔	一八〇〇〇
基本財産造成費	一三〇〇〇〇	公金取扱費	三六五九一三〇
豫備費	一〇七〇〇〇	經常部計	一五〇〇〇
積立金穀	二〇八二〇	補助金	三五八二〇
隔離病舎費		臨時部計	
歳出合計	三六九四九五〇		

西洋形	三	漁船	一〇三	傳馬船	七四
船	一六	船			
日本形	五	石油発動機船			
五石以上	五				
五十石以下	一				

一七、現任人職業別(全前)

男	四七六	農	四三	工	二七	漁	一六三	雜	六三	勞働者	五二	合計	八二四
女	四二一	農	四〇	工	〇	漁	〇	雜	六二	勞働者	五二	合計	五七二

戸数	二二四	専業	二二	兼業	二四六	自作及自作小作	一三一	自作兼作	一〇九	小作	六	合計	二四六
		専業	二二	兼業	二四六	自作及自作小作	一三一	自作兼作	一〇九	小作	六	合計	二四六

一九、漁家商家(全前)

種別	専業	兼業	計
漁家	一三五	二八	一六三
商家	一〇	三〇	四〇

二〇、工業(全前)

大工	一	桶職	九官	鍛冶	菓子製造	紺屋
ブリキ細工	一		三	二	一	一

二一、交通(他町村、航路里程)

町村名	相島	大島	萩	奈古	守田	須佐	仙崎	自島	牡牛	下関
距離	一七	二〇	二五	二四	二五	二五	二四	三〇	三二	六五

二二、郵便物以下振替貯金予増補ノ項ニシテハ畧ス

二三、選挙有権者數

区別

選挙権有スルモノ	衆議院議員	縣會議員	郡會議員
選挙権有スルモノ	二一	六二	六二
社選権有スルモノ		一九	四三

考古史料 (萩中學校教諭山本博氏考察の筆記)

代用小冊子轉載

見島村デコンボ出土品特に鈴帯とその年代

山口縣阿武郡見島村の遺跡遺物については考古學雜誌(第十四卷第三号)に於て三輪善之助氏の畧報があり、また山口高等學校の「山高等學史研究會考古學報告書」に於いても匹田直・私津史文・小川五郎・三宅宗悦姉川從義の五氏が見島文化の研究」と題して當島の位置地勢土器包含地群集古墳デコンボ發見の人骨金石文懸佛金石等について詳細なる報告を試みられ、其の全般を知ることが出来るが、私も亦本年八月公務出張の折新に知り得た二三の資料を手に入れることが出来たから附記するであらう。

當村の土器を出土する地点を以て現在までに知り得た箇所は大宇本村の宇藥師畑の小學校農業實習地及び字浦小濱に在る宮寄山の二所であるが三輪氏渡島の頃はまた前者について知られてゐなかつたらしく、「見島文化の研究」には「土器包含地」として此の地が擧げられ、小學校庭に散布を見ることが出来れば該地の包含地であつた事は確實である」と見え、此処

より出土したる土器の大きさ色調等も言及されて居る吾人の踏査した時も亦土器片を此の地点より採集し南面する断層に於て約五寸の包含層の存在を認め、たのであつたが包含状態は弥生式が祝部と混在して点々と見られる程度に過ぎない、この包含層に於て一つ注目すべきことは石器又は石片が一点も採集されてゐない、又し得なかつたことである、今採集し得た土器並に保存されて居る土器についてその特徴を見るに、その殆んど全部が手捏の焼成稍堅き部類のものであつて一般に赭褐色を呈してゐる見島出土遺物のうち特に私の興味を惹いたものはデコンボと呼ぶ古墳出土品であつた、デコンボと呼ぶ群集古墳は横浦と稱する海濱の殆んど全体にあつて海浜に百數十基ありと稱せられ、未發掘のものも相当あり、前記諸氏もこれに注意する所多かつたと見え、同書には詳細なる報道をされてゐる従つて墳の構造その他一般については同書を参照されたい、吾人はこのデコンボの一を昭和八年の夏同村に於て發掘されし時出土した遺物についての一言した、昭和八年七月十一日に發掘された古墳から直刀断片一口(稍不足)祝部土器完形三角の外破片少々及び第五第六回に示す青銅製帶金具等が出土して居る。

第五回は出土の銚帯全部を示し第六回は其のうち特徴あるもののみを掲げた。第六回の右上は銚具にして日本及び朝鮮各地出土品の大部分には獸鳥草等の裝飾が半肉彫又は透彫にて施されて居るに及し當村出土の銚具、鈍尾及び銚には裝飾も施されてゐないのは一つの特徴と見るべし。又銚具の游動金具(帶革の孔に入るべき尖出せる金具)及びその臺とも見らるべき環の二者が各地出土品に比し縦に長く横に短かいことも亦その特徴とすべきであらう。例へば筑前國飯塚町西町出土例或は朝鮮慶尚北道達城郡達西面内唐洞第三十七号墳出土の銀製銚帶金具(朝鮮總督府大正十二年度古蹟調査報告第一冊)の第二十六圖版の二の如き、時に後者はその銚具に彫刻なき尖出より多く當村出土の銚具に類似するも游動金具が長く従つて環も亦横に長く成り形の上に於て一致しない同じく銚具の内でも馬具の銚具には往々見島例と類似するものはあるが裝飾具としての銚具には寡例にして未だ其の例を知らない而して「筑後將士軍談」の第五回に示された銚具も亦見島例に類似するとは云へ環が半円形になつてゐるものと相違するし若しこれと類似する傳世品を求むることが許されるならば故高橋健自博士著の「歷世裝飾圖說」上卷の五十三に示された河内國南河内郡土師神社藏の國宝銚帶金具こそ最も近似するものであらう。同博士のこれに對する説明によれば

「社傳に菅公所用」と傳ふることが銚帶の裝飾から推し測るにその実年代に於て肯定される」と断じてゐられるものである。とは云へこの類似は唯だ私の云ふ游動金具と環の形式が著しく似ることを指示するといふより銚帶に至つては彼此類似するとは稱し難い。

第六回右下は鈍尾にして五本の銚をて表裏を接続しその断面は右端即ち帶革の尾端を挿入すべき部分のみ上下に離れこの間隙は第六回左側に示す諸品を通じて知る如く〇ニセンチ(一分五厘)を出でざることからこれらの金具を密着させた革の厚さも亦〇ニセンチ内外の厚さであつたと判断せしめる。銚具と鈍尾の二者は各一箇出土した。

第六回左上に示した方形の銚は全部で四個出土しその各は四本の銚を用ひて表裏を接続する如くしてゐる。四個の内三個は一端に近く表裏共よ同の如く長方形の孔を穿ち残り一箇は裏面にのみ長方形孔を穿つてゐる。第六回左中の同形二箇は半円の銚であつて各三銚を用ひこれにも長方形孔を表裏に有するもの二箇裏面にのみあるもの六箇の計八箇出土し大きさ、から云へば方形と半円の二者を通じて長方形の一つ有るものと表裏に二つある

ゆのは同大である前述筑後将士軍談には本図の子に類する方形銚にして長方形ありもの及び孔のなきものを示してゐるがこの二者が見島例と同断なりや詳らかにし得ないしかしなから幸にもこの二者に酷似する類例は陸中國膳澤郡金寄村大字西根發掘の青銅銚に見られ故高橋博士の著「埴輪及装身具」(考古學講座)の二二六頁に圖示されてゐるこれに依れば西根發掘の方が長方形孔稍長くあけられてゐるの相異を見るのみにして大々さも略同しと見られる

最後に第六圖左下に示した三銚を有する心葉形類似の小金具は一箇出土したのみであるがこれも矢張り銚の一種なるべく考へしめろのは表裏の間隙が方形半円形のそれと一致する点を持つからである

當村出土の銚帯は金具全部で十五箇は大略右の如き特徴を有するゆのてあるが次に起る當然の問題として然らばこれを如何に附着せしめたかといふことである後世の唐制模倣時代の制式を示す銚帯の例を引用せると長方形が「巡方」に當り半円形が「丸鞠」に當りやいは何人も想像し得る所であるが全部で十五箇の出土を見たこれらの金具を若し十五箇を以て出

土のまゝにして散逸せざりしとすれば腰の周囲に配置するに當つて當然各箇の間隔を相当空けなければならぬ然らばとせばと間隔を保ちそして方形と半円の二者を如何に並べたるかに就ては爰では想像以上に出づるものでないが幸にも故高橋博士著の前述書五十二に示された正倉院御物銚帯及び同書八十八に示された右より稍時代の下る石帯の配置を以て或程度まで推察することが出来る即ち前者に依れば銚具より銚に至るまでの間には相当の間隔を置き而して一箇の方形具と三箇の半円具を並置し次に又相当の間隔を置いて三箇の半円具と二箇の方形具及び一箇の半円具を密着せしめ銚具鈍尾を合して十二箇の金具を使用して居る

右より推して考ふるに後世石帯の用ひらるる時代となつて巡方即ち方形の銚を附したる帯と丸鞠即ち半円の銚を附した帯に分け前者は重き儀式に後者は輕き儀式に用ふる如く方形帯と半円帯の用途を異らしめたのは相違し正倉院御物に見る如く古き時代に於ては方形半円具の二者を一帶に配置したる如く考へしめられて見島例は如何に用ひたるかは詳らかにしないがかの長方形が或るものは表裏にありものは裏面にのみあり兩者を遍

して表裏に長方孔を有するもの五箇、裏面のみのもの七箇なるの事實に依つて長方孔の用途たる何ものかをこの孔に通して懸垂せしむべき用意なる点より考へ長方孔あり部を帯革の下部に揃へて密着せしむるも表裏並ひに裏面に長方孔ありものを如何に並べたるかが疑問とならざるを得ないこれらの長方形が果して或るものとこれに通して懸垂に用ふる用意とすればをしてその目的の爲めに裏面にのみ一箇の長方孔しか有しなご役立つるための、あつたに態々表裏二ヶ所に施してゐるものには何か理由がなければならぬと考へられる思ふに表裏二ヶ所にあつたものを以て刀の如き比較的重きものを、裏面のみに孔あつたのは他の裝飾を懸垂するに用いたるに非ずやとも愚考せしめるがこれとてもとより想像の産物であつて、古代人に於ては或は二ヶ所、一ヶ所の孔には右の如き區別を用ひずして漫然と孔を作つたのかもしれない。しかし方形、半円具の區別は、何等かの意義を表はしてゐるに相違ない。今回帯について各地の出土品を見るに朝鮮に於て前述書達西面第三十七号墳出土例では銚はすべて心葉形を成し同書四版第七十七(第五十号墳出土)では透彫を有する方形の銚であり同五十五号墳出土(第九十六回版)

も亦前者に酷似せる方形銚であり同書第五十九号墳出土(四版第百二十七)品も亦略方形の銚のみであり更に濱田青陵博士著の「慶州の金冠塚」に見ゆる金冠塚出土黄金銚帯も透彫ある方形のみでありまた梅原末治氏著「佐味田及新山古墳研究」にあり新山出土のそれも透彫ある長方形の銚のみを示されてゐる。右に挙げた銚帯は殆んど金又は銀製品であらうがその形に示された事實より推察するに見島出土例を二本の銚帯と見ることは銚具及び鉈尾が各箇なるを以て到底許されないとして出土の十五箇は一本の銚帯と見なければならぬ即ち一本の銚帯に於て前述の如き後世の丸鞆と巡方の両者を併用してゐるのは前記の古き諸例を通じて決して決して例なきを思はしめ且は古式の銚帯の殆んど全部が平板に透彫又は貴金属製なるの事實を通じて見島出土品は前述の如く正倉院御物に見るもの或は土師神社藏の如きもの行はれた比較的後世のものに近きを思はしめる況んや既述の如く銚具の如きも時代を降る右の二者と對比すれば著し、類似を覺え且は子コンボ以外の見島出土の土器がひとしく稱生式とは称しながら製作焼

成等後世の土師器に近似するのみならず石器を伴はざるより推考しても、見島そのものの歴史が本邦中央文化の末梢に在って未だ中央に先んじて文化を攝取せしものに非ざるかに考へられるこのことは見島が本邦を二三十里離れた日本海中に在りて朝鮮に近く従つて一見大陸文化を直接早くより受入れたる如く想像せしむることと相違してゐる。

斯くの如く考察することから吾人はこの銚帯がたゞの形式上「漢民族の所謂胡服系に屬」してゐる（高橋博士著「埴輪及装身具」二二六頁）として直ちに以て大陸よりの傳來品と推定することの危険を感じむ。しる我が中央より派遣又は流島されし相當有力なる者の所持品なるべしと推察するの穩當なるを感ずるものである。これと共に前述陸中國西根出土の銚亦今その伴出品を詳らかにしないが殆んど見島と相距る遠からざる時代のものと考へらる即ち奈良時代を遠く溯らざる時期に比定せんとすものであるが周知の如く佛式火葬の流行が雄大な墳壟の营造を漸次廢頽せしめたのは矢張り畿内が他の地方より早かつたと解すべく然らば見島の如き遠隔の地に於ては中央に於て

巨大なる石を用ゐる古墳の漸減せらるにも拘はらず未だデコンボと稱する組合式石棺を有する古墳を営んで居たとしても敢て不思議ではないであらう。而しその古墳たるや海濱の比較的大なる石を利用して竪穴式に葬りたるにといふよりこれに封土もなき現状は將に古墳营造の末期な別考へしめるかの様である。

これを要するにデコンボ出土銚帯は我國に於ける發見例も極めて少く、且つ比較的完全に保存されてゐることは郷土史研究上詢に喜ぶべきことであつてこの遺物も亦出土の見島村に於て長く教材として保存することをも冀はざるを得ない。

私がこの印刷物を通じて郷土の有識者に特に願ひたきことは何時如何なるものが土中より出ることであつても及びしめてそれらのものが遽かに判断し難きものであつても且は一般人の考へてゐるあまり價値ありと思はれないものであつても祖先の遺物たることを考へ適當に保存され機會を見てその性質を明らかにされんことを望むものである。

終ニ本稿ヲ物スルニ當リ大井村ニ於テハ村長山根辨作氏小學校長山根禮輔氏

同訓導小田芳雄氏見島村に於てハ村役場諸氏小學校長池田彦三氏田中太郎氏山谷永一氏長谷川德太郎氏左野英太郎氏諸賢ノ御援助ヲ賜ワタコトヲ銘記シ謝意ヲ表スルモノデアルマタ第一回ト第二回ハ弘津史文氏が藤本龍江氏ニ贈ラレタモノデアルガコレガ利用ニ當リ快ク承諾サレタ藤本氏ノ御好意ヲ對シテモ厚ク御礼申上ケネバナラス猶本稿ニツイテ博雅ノ比正ヲ乞ヒ得ルハ甚タ幸福デアル

(備考) 本稿の前身に大井村田光寺古墳出土の記号ありとの事と
掲げすはてや文末尾の第一回より第二回は必要ありとの事
考者の原文のより正深す
乃五、六回を後に著すべしとス

昭和十六年度山縣阿武郡見島村特別會計 渡船事業費歳入歳出豫算

歳入 歳出

金 千円
歳入
歳出

交通交項補遺

山縣阿武郡見島村特別會計 渡船事業費歳入歳出豫算

正歳末之差引之ヲ缺ク

歳出合計金 千円
歳末之差引之ヲ缺ク

残金 ナシ

陳情書

國家未曾有の重大時局下國策遂行の爲め
 夙夜御精勵御劇務中突然請願の件高聞
 に達し尊慮を煩はし候段寔に恐入候へども
 國際關係最も緊迫せる今日軍事上重要位置
 を占むる當村防衛上並に振興上一日の苟且を
 許され^{件付}何卒御賢察を賜はり度懇願仕候

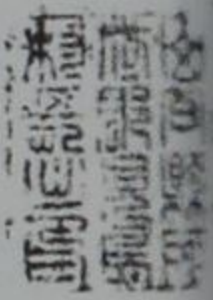
請願の件左記詳述仕候

見島村萩市間定期航海開設ノ件

見島村日本海ノ一孤島ニシテ萩市ノ西北二十五里ノ

地點ニ位シ周回四里十六町戸數四百人口二千二百ヲ

算ス十二部落ニ區劃シ農漁ヲ以テ生業トス全島



火山質ニシテ地味肥沃耕作田地百八十町歩畑百六十町歩山林二百五十町歩河湖無ク純天水作ナリ
明治年間旱魃屢々龍來シテ巨債ヲ釀シ將ニ滅亡ノ危機ニ遭遇セシコトアリシモ全村民奮然蹶起協力一致寢食ヲ忘レテ還債ニ没頭努力ノ結果明治ノ末期遂ニ巨債ヲ完済シテ自力更生ノ榮冠ヲ戴クコトヲ得タリ斯ノ三十年間ノ苦心慘澹ヲ再ビセザラレガタメ協同一致ヲ唯一ノ信條トシテ勤儉力行荒怠相誡メ自給自足ト餘剩蓄積ヲ目標トシテ再來三十年今日ニ及ビ漸ク平和郷ノ理想ニ到達セントセシガ偶々今次事變勃發シテ物價ハ次第ニ騰貴シ生産資材ノ配給円滑ヲ缺キ加フルニ勞力亦不足ノ爲メ生産上ノ辛苦モ

大イニ高マリタレバ更ニ一大發奮ヲ要スル時期ニ直面スルニ至レリ

然ルニ日本海ハ初秋ヨリ翌年晩春ニ亘ル約半年間ハ荒天多キタメ百三十戸ノ漁民ハ屢々波浪ヲ侵シテ出漁スルコトアルモ運搬船小形ニシテ缺航スルコトアルヲ以テ為メ高機ヲ失シテ魚價下落ノ不利ヲ招クコトアル或ハ生産資材延着ノタメ農漁トモ好機ヲ逸シテ損失ヲ招クコト甚カラズ

村治上、於テモ各官廳其ノ他ヨリノ文書延着ニシテ失機多キヲ免レズ加フルニ僅々一日間ノ公務出張者が時化ニ出會スレバ五六日間時トシテハ七八日間迄シク滞在シテ事務堆積ノ上ニ多額ノ旅費ヲ要スルコトモアレバ或ハ

緊急事件ノ出張モ船便杜絶ノタメ缺席スルノ已ムキ
コトモ年間幾回ナルヲ知らズ近來監督官廳ヨリノ出張
モ大イニ回数ヲ減セラレテ上意下達ノ徹底ヲ缺クコトアリ
或ハ緊急要件ノ遅延スルコトモアリテ國策即應上ニモ
支障ヲ來スコト多クアルヲ遺憾トス
又村民一個人ニ取リテモ偶々重病人アリテ村外ヨリ医師ヲ
迎フル要アルカ或ハ出養生セントスルモ連日船便ナキトキハ
可惜一命ヲ失フ者モ少シトセズ父母ノ不幸其ノ他凶事ヲ
電報セラレタル旅先ノ子女ガ急遽歸村セント焦慮スルモ
時化ニテ船便ナキトキハ臨終ニモ葬儀ニモ間ニ合ハサル悲
慘事ヲモ見ルコトアリ
殊ニ最モ戒慎不可キハ充員召集ノ一點ニテ事變以來村當

局ヨリ應召者ニ特ニ警告シテ豫メ餘分ノ日數ヲ見込
ミテ早目ニ出發セシメタル為メ殆ド失期ナカリシモ最近
ノ如ク燃料ノ不足モ加味セラレテ航行回数ノ著シク減少ノ
セルニ於テハ今後果シテ失態ナキカ否カハ豫測シ難ク此ノ
點實ハ憂懼ニ堪ヘザルナリ
以上ノ如ク諸般ニ互ル不便不利並ニ全村經濟上ノ損失ハ
蓋シ甚ク少ナラザルヲ以テ冬季ノ大荒ヲ除ク外ハ年間ヲ
通ジテ毎日若クハ少クトモ隔日ニ一回ノ定期航海ヲ開
始ス可キコトハ村民多年ノ要望ノマ、荏苒今日ニ及ビシモ
最近日一日ト交通ノ敏速ヲ要スルニ反比例シテ益々不便ト
ナリタルタメ多年ノ隱忍ニ遂ニ爆烈的ノ輿論トナリテ現ハ
レ一日モ速ニ之ガ實現ヲ計レト村當局ニ迫ルニ至リ即チ

五月三日ノ村常會ニ於テモ極力之ガ促進ヲ要請セラレタルヲ以テ本問題ニ付特ニ五月八日臨時村會ヲ招集シテ意見ヲ徵シタルニ忽チ全會一致可決セラレ促進委員ヲ設ケテ急速請願ス可キコトヲモ決議セラレタル次第ナルヲ以テ左記計畫書ノ通り速ニ實現セムコトヲ切望シテ己マザルナリ

計畫書

一、見島村宇津港ヲ基點トシヨリ宇本村ニ通ズル町村道ニハ料ヲ縣道ニ編入セラレダキコト

理由

見島ハ日本海西部ニ於ケル水産上最モ有利ナル位置ニ在リテ環海魚族、多種多様ナルコト漁獲ノ容易ニシテ

大正十三年五月八日臨時村會決議

大正十三年五月八日臨時村會決議

豊富ナルコト全國有數ノ地位ヲ占ムルコトハ水産業者ノ夙ニ着目セル所ニシテ水産山口縣ニ取リテ重要ナル根據地ト謂フ可シ隨テ今後先ヅ現在ノ小規模ノ避難港ヲ擴張修築シテ安全ナル船溜ヲ設置シ以テ多數漁船ノ碇泊ニ便ナラシメ魚群探見飛行機基地ヲモ當村ニ設ケ一面魚市場場ヲ開設シ宇宇津ト宇本村間ノ道路ヲ縣道ニ擴張シテ風向ノ如何ニ因ラス兩港中ノ何レヨリニテモ迅速ニ鮮魚ヲ村外ニ搬出スルヲ得バ本縣水産業ノ發展ニ寄與スルコト大ナルモノアルヲ確信スルナリ

翻ツテ軍事上ヨリ考察スルモ軍機保護法適用地タル關係上防空警報ノ傳達並ニ監視哨員勤務ノ徹底ヲ期スルタメ本村宇津間ノ通信及ビ交通敏速化ノ要ア

ルヲ以テ未設置ノ電話ノ架設ト相待キテ道路修築ノ
急務タルヲ痛感スル所以ナリ

二、定期航海船建造費補助請願ノ件

理由

從來就航セル航運船ハ補助機關附和船型一四九噸
(四五馬力)ノモノ一隻二一〇噸(四〇馬力)ノモノ一隻一〇九噸
(二五馬力)ノモノ一隻計三隻ナルガ何レモ小形ナルタメ波浪
高キ時ハ航行不可能ナル上ニ船齡モ既ニ六年乃至十一年
ニ達セルヲ以テ途中突發ノ時化ニ遭遇スルコトアラニカ其
ノ危險甚カラス加フルニ何レモ個人經營ナルヲ以テ乗客又ハ
貨物ノ都合ニ依リテハ三隻共同日ニ出航スル等自由行動

田口

福島

ヲ執リ不便甚カラザルヲ以テ屢々警告ニ順番ヲ協定
セシメテ一日一隻宛トセシモ日ナラスシテ協定ヲ破棄スルヲ
例トシテ既ニ數年ヲ經過セリ

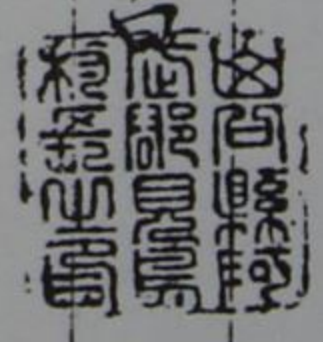
然ルニ一方底曳網手繰船ハ三十餘噸(八〇馬力)アルヲ以テ颯
風等ノ場合ヲ除ク外冬期ノ荒海ニテモ三四日間沖合ニ
操業シテ此ノ危険モナク所謂時化知らずノ實績ニ徴シ
之ト同等以上ノ優秀船新造ノ急務ナルヲ痛感セシメ
タル所以ニシテ之ガ定期航行開始ノ曉ニハ既往ノアラユル
不便不利ハ勿ク一掃セラレ全村初メテ文化ノ惠澤ニ浴シ
得ルノミナラス現下國策即應ノ可能性ヲ具ヘ得ルヲ
以テ所要ノ新船二隻ヲ建造シテ村營ノ定期航海ヲ
開始セントスルモ奈何セン從來僅々自給自足程度以上ニ

縣會
 厚東議員
 河内局長
 共三出頭シ
 知事直接
 陳情セルハ
 六月三日也

餘財ノ蓄積ナキ當村トシテハ建造資金ノ準備ナキヲ以テ
 時局下縣財政モ亦緊縮状態ニ置カルコトハ充分諒
 解シツ、モ出來得ル限り高率ノ縣費補助ヲ仰ギテ
 速カニ所期ノ目的ヲ達成シ以テ村勢ノ伸展ヲ計ラム
 コトヲ切望スルナリ

上述ノ次第ニ有之候に付何卒格別ノ御詮議を
 以テ右請願ノ件御採用あらむことを茲に謹みて
 陳情仕候也

昭和十六年五月日 見島村長長松友士



山口縣知事武井群嗣殿

議案第八號

定期航海船新設ノ件

本村ハ海路交通ノ為メ定期航海船ヲ左ノ通り
 昭和十六年度ニ於テ新設スルモノトス

貳隻

- 一 航海船々數
 - 二 船ノ種類
 - 三 船ノ總噸數
 - 四 船ノ馬力數
 - 五 施設費豫算
- 日本形帆船補助發動機附
 三十七噸一隻 十八噸一隻
 百五馬力一隻 四十五馬力一隻
- 一金 七萬圓
- 總施設費

内
金六万八千円
金千円
金千円

航海船購入費
設備費
雑費

六、費金支出方法

金五万円
金貳万円

縣費補助金
寄附金

七、定期航海開始豫定

昭和十六年十一月一日

昭和十六年五月八日提出

見島村長 長松友吉

一、定期航海船新設の理由

見島村ト萩市間ニ定期船航行ノ必要ハ多年村民同ノ懇案ナリシモ資金調達ノ困難其他ノ事情由リ實現ノ運ビニシラザリシガ國家未曾有ノ重大時局下充員應召ノ敏速化ハ勿論般人件物件ノ移動亦迅速ヲ要スル關係上益々其ノ緊急ヲ痛感セルハ且曩ニ四月八日見島信用購買販賣利用組合ノ總會於テ之が實施ヲ決議セラレタルニ徴スルモ明カナル所ニシテ今更ニ村常會ニ亦テ見島郵便局長河内委員ヨリモ同様ノ提案アリテ常會員同モ大賛成ヲ表シタル有様ナレバ一日モ速ニ實現ノ要アルヲ認メタルニ由ル

(備考)

定期船、同型二隻ノ全額(拾万円)、(非公式)出願セシモ豫算枠配上ノ都合アリトテ承認セラレズ結局一隻ノ全額補助(五万円)ニ止ム

長松自署

議案第九號

見島村臨時文化促進委員規程設定ノ件

見島村臨時文化促進委員規程左ノ通定ム

昭和十六年五月八日提出

見島村長 長松友吉

見島村臨時文化促進委員規程

第一條 本村ハ町村制第六十九條ニ依リ勸業事務ニ付臨時

文化促進委員五名ヲ置ク

第二條 委員ノ任期ハ四箇年トス

第三條 委員中闕員ヲ生ジタルトキハ補闕選舉ヲ行フ

補闕選舉ニ依リ就任シタル委員ノ任期ハ前任者任期間トス

- 第四條 委員ノ擔任スル職務ノ概目左ノ如シ
- 一 萩市見島村間定期航海船施設ニ関スル事項
 - 一 公衆電話施設ニ関スル事項
 - 一 電燈料金ニ関スル事項
 - 一 其他文化事業施設ニ関スル事項

附則

本規程ハ昭和十六年五月十日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年五月八日提出

見島村長 長松友吉

議案

意見書提出ノ件

左ノ意見書ノ逸信大臣ニ提出スルモノトス

昭和十六年五月八日提出

見島村會議員

山根政次郎
弘中保次郎
弘長亀松

意見書

當山口縣阿武郡見島村ニ通ガル公衆電話ヲ施設

セラレンコトヲ要望ス

右町村制第四十三條ニ依リ意見見提出候也

昭和十六年五月八日

山口縣阿武郡見島村會議長

山口縣阿武郡見島村長長松友吉

遞信大臣村田省藏殿

一電話新設ノ件

本件モ定期船同様多年ノ要望ニシテ殊ニ本年一月中旬以後電信不通ニ為
レ軍事動員其他日常緊急用件處理上不便勘カラザルヲ以テ電信復旧ニ
否如何ニ係ラス電話ノ必要アルコトハ今更贅言ヲ要セザル所ニシテ本縣内ニ
テ之カ設置ナキハ獨リ當縣ノミトナリ文化惠澤最後ノ落伍者トナリ
クハ是非緊急設置アルコトヲ其訪ニ要請セントスルナリ

議案

意見見書提出ノ件

左ノ意見見書ヲ山口縣知事ニ提出スルモノトス

昭和十六年五月八日提出

見島村會議員

山田屋喜三郎

厚母百太郎

佐々木新藏

意見見書

山口縣電氣供給條例第四條内乙區阿武郡見島
村ヲ甲區ニ編入セラレンコトヲ要望ス

右町村制第四十三條ニ依リ意見提出候也

昭和十六年五月八日

見島村會議長

見島村長 長松友吉

山口縣知事 武井群嗣殿

一電燈料値下ノ件

本件ハ從來屢々其筋ニ棟情セル所ナルモ今以テ採用セラレタルガ料金高ク
多點燈セザルハ數相當多キモ石油消費規正ノ多ク配給円滑ヲ缺キテ不便
ヲ訴スル者續出セルクミナラズ一面石油灯ニテハ火災ノ虞モ甚カラザルヲ以テ急
速値下断行ヲ其筋ニ要求セントスルナリ

議案

意見見書提出ノ件

左ノ意見見書ヲ山口縣知事ニ提出スルモノトス

昭和十六年五月八日提出

見島村會議員

- 三浦 虎松
- 小川 茂樹
- 長富 政一
- 左野 松

意見見書

山口縣萩市、阿武郡見島村間ノ海路ヲ縣道ニ編入

セラレンコトヲ要望ス

右町村制第四十三條ニ依リ之意見提出候也

昭和十六年五月八日

見島村會議長

見島村長長松友吉

山口縣知事武井群嗣殿

會第一號

見島村臨時文化促進委員推薦ノ件

見島村臨時文化促進委員新設ニ付左
記ノ者ヲ推薦ニ村會決定ヲ求ム

記

可外壽之助

左野松一

厚母百太郎

山谷義太郎

岡本宣契

昭和十六年

五月八日

見島村長長松友吉

定期船ノ性能

二 就航ノ實質狀每日	一〇 乗客定員數	九 乗組船員			八 速力 毎時	七 シリンダーノ數	六 馬力	五 積載噸數	四 總噸數	三 使用燃料	二 補助機關	一 船型	區別
		水計	機士	船長									
片道航海	三〇人	四	二	一	一〇	三	一〇五馬力	二〇噸	三七噸	重油・燈油	發動機燒玉無水式	和船型	第一號船
片道航海	三〇人	四	二	一	一〇	三	一〇五馬力	二〇噸	三七噸	同上	同上	同上	第二號船
往復各一回	六〇人	八	四	二	二〇	六	二一〇馬力	四〇噸	七四噸				計 二隻

定期船發着時間表

上り	發着時刻	下り	發着時刻
見島發	午前十時〇分	萩港發	午後一時〇分
萩港着	午後〇時三〇分	見島着	午後三時三〇分

昭和十六年度山縣阿武郡見島村特別會計渡船事業費歲入歲出豫算

歳入

一金拾万貳千圓

臨時部豫算高

歳入合計金拾万貳千圓

歳出

一金拾万貳千圓

臨時部豫算高

歳出合計金拾万貳千圓

歳入歳出差引

殘金 ナシ

昭和十六年度山口縣阿武郡見島村特別會計渡船事業費歲入歲出豫算

歲入

臨時部

		一、寄附金		二、寄附金		一、臨時部		二、臨時部	
種目	予定額	種目	予定額	種目	予定額	種目	予定額	種目	予定額
臨時部計	10,000	渡船事業費補助	2,000	渡船事業費補助	2,000	渡船事業費補助	2,000	渡船事業費補助	2,000
歲入合計	10,000	渡船事業費補助	2,000	渡船事業費補助	2,000	渡船事業費補助	2,000	渡船事業費補助	2,000
臨時部計	10,000	渡船事業費補助	2,000	渡船事業費補助	2,000	渡船事業費補助	2,000	渡船事業費補助	2,000
歲入合計	10,000	渡船事業費補助	2,000	渡船事業費補助	2,000	渡船事業費補助	2,000	渡船事業費補助	2,000
臨時部計	10,000	渡船事業費補助	2,000	渡船事業費補助	2,000	渡船事業費補助	2,000	渡船事業費補助	2,000
歲入合計	10,000	渡船事業費補助	2,000	渡船事業費補助	2,000	渡船事業費補助	2,000	渡船事業費補助	2,000

村民より寄附

渡船事業費補助

陪

昭和十六年度山口縣阿武郡見島村特別會計渡船事業費歲入歲出豫算

歲入

三行		計		前年度		比較		附記
種目	豫算額	本年	前年度	増減	比較	増減	比較	
一、運賃收入	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	八二回金一月五十枚 延七千人分
二、荷物運賃	二四、五〇〇	二四、五〇〇	二四、五〇〇	〇	〇	〇	〇	
三、運賃	一〇、五〇〇	一〇、五〇〇	一〇、五〇〇	〇	〇	〇	〇	米麦大豆一俵金二十五円 延七千俵 此金千七百五十円 除虫菊一母貝金五円 延五千貫 此金二百五十円 木材一才金一円 延三万才 此金三百円 其他農産物一母貝金二才 延五千貫 此金百円
四、運賃	一〇、五〇〇	一〇、五〇〇	一〇、五〇〇	〇	〇	〇	〇	
五、運賃	二四、五〇〇	二四、五〇〇	二四、五〇〇	〇	〇	〇	〇	鮮魚一母貝金十才 延一万貫 此金一万円 乾魚一母貝金十才 延二万貫 此金二千円 貝類一母貝金十才 延一万貫
六、運賃	一六、五〇〇	一六、五〇〇	一六、五〇〇	〇	〇	〇	〇	
七、運賃	二四、五〇〇	二四、五〇〇	二四、五〇〇	〇	〇	〇	〇	
八、運賃	一〇、五〇〇	一〇、五〇〇	一〇、五〇〇	〇	〇	〇	〇	
九、運賃	一〇、五〇〇	一〇、五〇〇	一〇、五〇〇	〇	〇	〇	〇	
十、運賃	一六、五〇〇	一六、五〇〇	一六、五〇〇	〇	〇	〇	〇	

	事業資金 二金積立金										
	事業資金 一金積立金	2000									
	事業資金 一金積立金	2000									
給料											給員月給平均金七十円八人 延九十六ヶ月分
雑給											船員旅費金二百円 同 賞與金六百円
需用費											備品費金五百円 備品費金七百円 石油一石三十円 延六百石 此金一万八千円
修繕費											船修繕費
雑費											雑費
事業資金積立金											

歳出合計	經常部計		豫備費	
35,000	35,000		1,000	1,000
		豫備費		
35,000	35,000	1,000	1,000	1,000
			豫備費	
35,000	35,000	1,000	1,000	1,000

昭和十六年 月 日提出

見島村長 長松友吉

見島村會議案

昭和十六年十月二日

議事日程

昭和十六年 十月二日

- 一、會第三號 昭和十五年度村歳入歳出決算認定ノ件
- 二、議案第五號 昭和十六年度村歳入歳出追加更正豫算
- 三、〃 第六號 昭和十六年度獨立稅村民稅賦課額決定ノ件
- 四、〃 第七號 昭和十六年度獨立稅村民稅賦課額減免ノ件
- 五、〃 第八號 吏員退職慰勞金給與ノ件
- 六、〃 第九號 定期航海船新設ノ件
- 七、〃 第十號 村債起債ノ件
- 八、〃 第十一號 特別會計設置ノ件
- 九、〃 第十二號 見島村渡海船使用料徴收條例
- 十、〃 第十三號 特別會計見島村渡海船事業費歳入歳出豫算
- 十一、〃 第十四號 見島村渡海船場管理者及副管理者設置規程
- 十二、〃 第十五號 工事請負人ニ關スル件

會第三號

昭和十五年度見島村歳入歳出決算認定件

一、昭和十五年度見島村歳入歳出決算

右別冊ノ通り收入役ヨリ提出シタルニ付審査ヲ遂ガル處收支並決算共正當ニシテ不

都合ナキモノト認ム

仍テ町村制第百二十二條第二項ニ依リ村會認定ニ付ス

昭和十六年十月二日提出

見島村長長松友吉

議案第十五號

昭和十六年度山形縣阿武郡見島村歳入歳出追加更正豫算(第百)

歳入

- 一金壹万九千五百参拾八円 經常部既定豫算高
- 一金貳万壹千百拾八円 經常部変更豫算高
- 一金壹万四百参拾 臨時部既定豫算高
- 一金壹万壹千四百五拾 臨時部変更豫算高
- 歳入合計金参万貳千五百六拾八円

歳出

- 一金壹万九千七百貳拾 經常部既定豫算高
- 一金貳万壹千七百貳拾 經常部変更豫算高

一 金壹万貳千四百八十八円
 一 金壹万八千四百八十八円
 臨時部既定豫算高
 臨時部変更豫算高
 歳出合計金 参万貳千五百六十八円

歳入歳出差引
 残 金 ナシ

昭和十六年度山形阿部郡見島村歳入歳出追加更正繰算(第二回)
 歳入

臨時部	経常部					
	歳入			歳出		
	手賃額	既定	比	手賃額	既定	比
臨時部計						
	二、一八〇	一、五三六	一、五八〇	六、二六〇	五、二四九	一、〇一一
	二、一八〇	一、五三六	一、五八〇	六、二六〇	五、二四九	一、〇一一
	二、一八〇	二、一八〇	二、一八〇	六、二六〇	六、二六〇	六、二六〇
九、繰越金				六、二六〇	六、二六〇	六、二六〇
四、地方令與稅				八、四四九	七、八八〇	五、九三九
一、取付稅				八、四四九	七、八八〇	五、九三九
一、前年度繰越金				六、二六〇	六、二六〇	六、二六〇
				二、一八〇	一、五三六	一、〇一一
				二、一八〇	一、五三六	一、〇一一
				二、一八〇	一、五三六	一、〇一一
				二、一八〇	一、五三六	一、〇一一
				二、一八〇	一、五三六	一、〇一一
				二、一八〇	一、五三六	一、〇一一
				二、一八〇	一、五三六	一、〇一一

臨時部

科目 二 青年學校 三 學費	金額	種類	臨時費	
			經常部	豫備費
一 建築費	五七〇	建築費	二一三〇	
	五七〇	豫備費		一〇五四
		變更		二〇〇
	五七〇	不修額	二一七二〇	一〇五四
	五一〇	增減	一九七〇	八〇〇
	六〇〇	附記	二〇〇	二五四

臨時費

三 警防費		金額	臨時費	
一 雜給	二 雜給		三 修繕費	一 雜給
二〇〇	九四〇	二〇〇	九四〇	二〇〇
				六六一
			六五〇	二五〇
			一四〇	四〇〇
			一五〇	一五〇

職員臨時手当金百二十円 校長年手
當金六十円 助教年手當金五十
手三円 延三人分 延三人分
指算員年手當金六十円 延三人分
共金百八十円 因八給基金七十
賞與金四十円 放費百四十円 臨時
家族手当金五十四円 六十円

職員臨時手当金百二十円 校長年手
當金六十円 助教年手當金五十
手三円 延三人分 延三人分
指算員年手當金六十円 延三人分
共金百八十円 因八給基金七十
賞與金四十円 放費百四十円 臨時
家族手当金五十四円 六十円

職員臨時手当金百二十円 校長年手
當金六十円 助教年手當金五十
手三円 延三人分 延三人分
指算員年手當金六十円 延三人分
共金百八十円 因八給基金七十
賞與金四十円 放費百四十円 臨時
家族手当金五十四円 六十円

臨時部計									
歳出合計	一〇、八四八								
		一、八四八	二〇〇	一五〇	二〇〇	三〇〇	五〇	二〇〇	六〇〇
		三、五六八	二〇〇	五〇	二〇〇	一〇〇	五〇	二〇〇	二、九六八
									二、六〇〇
			六雜費	五設計費	四監督費	三設備費	二用地費	一建築費	
			雜費	設計費	監督費	器具類金	地均費		
									敬啓本造尾島家造一棟三十坪 一坪金百五十円此金四十五百円 便所木造尾島家造一棟三坪 一坪金百五十円此金三百円

昭和十六年十一月二日提出

見島村長長松友吉

議案第一九號

定期航海船新設ノ件

本村ハ海路交通ノ爲定期航海船ヲ左ノ通リ
 昭和十六年度ニ於テ新設スルモノトス

- 一、新造船數 貳隻
- 二、船ノ種類 和船型帆船
- 三、補助機關 發動機燒玉無水式
- 四、使用燃料 重油、燈油
- 五、總噸數 三十七噸
- 六、積載噸數 二十噸
- 七、馬力 百五馬力
- 八、シリンダーノ數 三個

九 施設費豫算
金拾万貳千円

總施設費

金拾萬円
金壹千円
金壹千円
費金支出方法

渡船建造費
渡船設備費
雜費

金五萬円
金五萬円

縣費補助金

金貳千円

村民ヨリ寄附

二 定期航海開始豫定期早

昭和十六年十二月三十日

昭和十六年七月二日提出

見島村長 長松友吉

議案第一〇號

村債起債ノ件

一 起債金額 金五萬円

一 起債目的 渡船事業費^費支辨ノ爲

一 借入金利率 年 參分六厘

一 借入先 大藏省 預金部

一 借入時期 昭和十六年度 但借入期日ハ借入先ト協定

スルモトス

一 据置期間 借入ノ月ヨリ 昭和二十一年三月一日マデ

一 償還期間 自昭和二十一年度 至昭和二十五年年度

十五箇年賦 但シ毎年度ノ償還期日ハ
三月一日 及 九月一日ノ兩期トス

償還財源

村財政ノ都合ニ依リ繰上ガ償還ヲ爲シ、償還年限ヲ短縮シ又ハ低利債ニ借替ヲ爲スコトヲ得

村税

以上

昭和十六年十一月二日提出

見島村長 長松友吉

公債元利償還年次表

年度	期日	未償還元金	償還元金	利子金	計
昭和十六年度	三月一日	五〇〇.〇〇		九.〇〇	九.〇〇
十七年度	九月一日	五〇〇.〇〇		九.〇〇	九.〇〇
十八年度	三月一日	五〇〇.〇〇		九.〇〇	九.〇〇
十九年度	九月一日	五〇〇.〇〇		九.〇〇	九.〇〇
二十年度	三月一日	五〇〇.〇〇		九.〇〇	九.〇〇
二十一年度	九月一日	四八七.二八	一二.七二	八.七〇	二〇.四二
二十二年度	三月一日	四七四.五六	一二.七二	八.五三	一九.二五
二十三年度	九月一日	四六一.八四	一二.七二	八.三五	一九.〇七
二十四年度	三月一日	四〇.六三	一四.一五	七.五〇	二二.一五
二十五年度	九月一日	三九.一六	一四.一五	七.〇〇	二〇.一五
二十六年度	三月一日	三七.六九	一四.一五	六.七八	一九.八三

辛六年度	九月一日	三六、二〇、三、一九	一五、一九	六五、一	六、一七、一	六、一七、一
辛七年度	九月一日	三四、六八、三、三八	一五、四七	六四、四	六、一七、一	六、一七、一
辛七年度	九月一日	三三、一五、六、一一	一五、七五	五九、六	六、一七、一	六、一七、一
辛七年度	九月一日	三一、五六、〇、九九	一六、〇三	五六、八	六、一七、一	六、一七、一
辛八年度	九月一日	二九、九五、〇、五二	一六、五三	五五、九	六、一七、一	六、一七、一
辛九年度	九月一日	二八、三三、五、一九	一六、六一	五〇、九	六、一七、一	六、一七、一
辛九年度	九月一日	二六、六六、三、四七	一六、九一	四七、九	六、一七、一	六、一七、一
辛九年度	九月一日	二四、九七、一、八四	一七、二二	四四、九	六、一七、一	六、一七、一
辛年度	九月一日	二二、二四、九、七六	一七、五三	四一、八	六、一七、一	六、一七、一
辛年度	九月一日	一九、七二、一、〇六	一七、八四	三五、四	六、一七、一	六、一七、一
辛年度	九月一日	一七、八九、五、三一	一八、四九	三二、二	六、一七、一	六、一七、一
辛年度	九月一日	一六、〇四、五、八六	一八、八二	三五、四	六、一七、一	六、一七、一
辛年度	九月一日	一四、一六、三、一六	一九、一六	三二、二	六、一七、一	六、一七、一
辛年度	九月一日	一二、二四、六、四九	一九、五一	二八、八	六、一七、一	六、一七、一
辛年度	九月一日	一〇、二九、五、三六	一九、八六	二五、四	六、一七、一	六、一七、一
辛四年度	九月一日	八、三〇、九、一一	二〇、三三	一八、五	六、一七、一	六、一七、一
辛四年度	九月一日	六、二八、七、一一	二〇、五八	一四、九	六、一七、一	六、一七、一
辛五年度	九月一日	四、二二、八、七一	二〇、九五	一一、三	六、一七、一	六、一七、一
合計	三月一日	二、一三、三、二六	五〇、〇〇〇	〇	七三、二四七	一九

議案第ニ一號

特別會計設置ノ件

見島村渡船場事業費ハ町村制第百十八條

ニ依リ昭和十六年度ヨリ之ヲ特別會計

トス

昭和十六年十一月二日提出

見島村長 長松友吉

議案第二十號

見島村渡海船使用料徴收條例

第一條 村設渡海船ヲ使用スルトキハ本條例ニ依リ使用料ヲ徴收ス

第二條 使用料ハ別表ノ定ムル所ニ依リ其ノ都度之ヲ徴收ス

第三條 官公費ノ救助ヲ受クル者又ハ村長ニ於テ使用料ヲ納付スルノ資力ナシト認メタル者ニ對シテハ之ヲ徴收セズ

附則

本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

種別	單位	金額	摘要
大人	一人	一〇	十四歲以上
小兒	一人	六〇	十四歲以上
親牛	一頭	三五〇〇	十四歲以上
仔牛	一頭	五〇〇〇	十四歲以上
荷轉車	一輛	五〇〇〇	十四歲以上
穀物	一俵	二五	十四歲以上
其他農產	一貫	〇〇	十四歲以上
水產物	一貫	一〇	十四歲以上
木材	一才	〇	十四歲以上
板	一坪	一〇	十四歲以上
金物	一貫	五〇	十四歲以上

使用料

昭和十六年十一月二日提出

見島村長 長松友吉

手荷物	小荷物	荷物	石	石碑	火薬	ガラスト	セメント	瓦	肥料	薪炭	果物	油	塩	焼酎	酒醬油	農具
				小中大						三尺廻り 四貫入 十貫入				一斗五升入	四斗入	
一貫	一立方尺		十貫	一組	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
〇〇五	〇〇三	〇〇〇	〇	〇〇〇	一五〇	一五〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	二〇〇	四〇〇	一五〇
八貫迄ハ無料	一立方尺以上 一立方尺未満					二平方尺マデ									二斗入迄ハ半額トス	

理由書

本村ニ於テハ内地トノ交通上最モ必要ト認ムル
 府縣道山口萩線ニ通ズル町村道見島萩
 間ノ渡海船ヲ設置シ毎日一回定期航海スル
 ニ至リタルモ財政甚ダ貧弱ニシテ之ガ維持經
 營上困難ナルヲ以テ使用料ヲ徴收シテ渡海船
 事業費ニ充當セントス依テ本條例ヲ設定セント
 スル次第ナリ

議案第二十號

昭和十六年度山笠縣阿武郡見島村特別會計渡船事業費歳入歳出豫算

歳入

一金 参 万 五 千 円

一金 拾 万 貳 千 円

歳入合計金 拾 参 万 七 千 円

歳出

一金 参 万 五 千 円

一金 拾 万 貳 千 円

歳出合計金 拾 参 万 七 千 円

歳入歳出差引

残金 ナシ

經常部 豫算 高

臨時部 豫算 高

經常部 豫算 高

臨時部 豫算 高

昭和十六年度山縣町見島村特別會計獲給事業費歳入歳出豫算

歳入
經常部

經常部計	一運賃收入	一運賃收入	一運賃收入	一運賃收入	一運賃收入	附記
三五,〇〇〇	三五,〇〇〇	三五,〇〇〇	三五,〇〇〇	三五,〇〇〇	三五,〇〇〇	
	二荷物運賃	一乗客運賃	三五,〇〇〇	三五,〇〇〇	三五,〇〇〇	
三五,〇〇〇	二四,五〇〇	一〇,五〇〇	三五,〇〇〇	三五,〇〇〇	三五,〇〇〇	
三五,〇〇〇	二四,五〇〇	一〇,五〇〇	三五,〇〇〇	三五,〇〇〇	三五,〇〇〇	
	陸産物 二四,〇〇〇円 海産物 一六,五〇〇円 畜産物 六,〇〇〇円 木材 一,三〇〇円 其他荷物 三,〇〇〇円	乗客入回平均全回延二万五百八分				

臨時部

科	款	項	種	目	附	記
縣補助金	一渡船事業費補助	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一	五〇、〇〇〇	
三島附金	一渡船事業費	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一	三〇、〇〇〇	定期航路船建造費補助
一渡船事業費	指定寄附	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一	三〇、〇〇〇	村民ヨリ寄附
一渡船事業費	一渡船事業費	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一	五〇、〇〇〇	定期航路船建造費 債金五万円
臨時部計		一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	
歳入合計		三六〇、〇〇〇	三六〇、〇〇〇	一	三六〇、〇〇〇	

歳出 經常部

科	款	項	種	目	附	記
一渡船事業費	一事務所費	三〇〇	三〇〇	一	三〇〇	事務員月給平均金五十五円 二人延三十四ヶ月分
	二給料	一、二〇〇	一、二〇〇	一	一、二〇〇	役職員旅費金百円 役職員賞與金百円
	三備用費	四〇〇	四〇〇	一	四〇〇	備品費金二百円 消耗品費金二百円
	四雑費	二〇〇	二〇〇	一	二〇〇	雜費金二百円
	二渡船費	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一	三〇〇、〇〇〇	船員月給平均金七十四円 八人延九十六ヶ月分
	一給料	六、七二〇	六、七二〇	一	六、七二〇	

三事業費積差	六公債費	一積還金	一利子	五雜費	四修繕費	三需用費	二雜給
一事業費積差	九〇〇	九〇〇	九〇〇	二〇八〇	一三〇〇	一九三〇	八〇〇
一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	九〇〇	二〇八〇	一三〇〇	一九三〇	八〇〇
一事業費積差	九〇〇	九〇〇	九〇〇	二〇八〇	一三〇〇	一九三〇	八〇〇
一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	九〇〇	二〇八〇	一三〇〇	一九三〇	八〇〇
事業費積差金	雜費	渡船修繕費	渡船事業費積差金五万円之對スル利子年三六厘延六ヶ月分	雜費	渡船修繕費	備品費金五百円 燃料品費金七百円 石油二石金三十四延百石 此金壹万八千円	旅費金二百円 賞與金六百円

四豫備費	三豫備費	經常部計	科	一土水費
一〇〇〇	一〇〇〇	三六〇〇	目	一〇二〇〇〇
一〇〇〇	一〇〇〇	三六〇〇	予算額	一〇二〇〇〇
一〇〇〇	一〇〇〇	三六〇〇	種目	渡船 建造費
一〇〇〇	一〇〇〇	三六〇〇	本年 予算額	一〇二〇〇〇
一〇〇〇	一〇〇〇	三六〇〇	比 増減	一〇二〇〇〇
一〇〇〇	一〇〇〇	三六〇〇	附記	渡船建造費 船型補助機用附機噸數三七噸 五馬力船一隻購入費 五万円二隻合計金十五万円
一〇〇〇	一〇〇〇	三六〇〇	備品費	備品費

臨時部計					
歳出合計	101,000	13,000	10,000	10,000	10,000
			三雜費		雜費
	101,000	13,000	10,000	10,000	10,000

昭和十六年十一月二日提出

見島村長長松友吉

議案第二四號

見島村渡船場 管理者及副管理者設置規程

第一條 見島村渡船場之^{監督}管理者壹名及副管

理者壹名ヲ置ク ^{監督}管理者ハ渡船場ノ取締其ノ他一切ノ事務ヲ

掌理ス ^{監督}副管理者ハ^{監督}管理者ノ事務ヲ補助シ^{監督}管理者故

障アルトキハ之ヲ代理ス

第二條 前條ノ職員ハ見島村文化促進委員
中ヨリ村長之ヲ任免ス

附則

本規程ハ昭和十六年十一月三日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年十月二日提出

見島村長 長松友吉

議案第二五號

工事請負人ニ關スル件

見島村定期航海船建造工事ハ隨意契約
ニ依リ工事請負人ヲ定ムルモノトス

昭和十六年十月二日提出

見島村長 長松友吉

調書

一業種

町村道見島 萩線渡船場定期船航運業

二船舶番號 第四九二六七號

三船種 汽船

吃水一米五

四船名 見島丸

長 二米二。 幅 四米二。 深 二米。

五噸數 總噸數 三九噸九五 純噸數 二三噸四二

深 二米。

六積量 總積量 一三立方米 二六六 純積量 六六立方米 三五四

七機關種類 發動機 燒玉式 (三氣管用)

時速 七哩

八推進器種類 螺旋推進器

九船籍 港口 縣 市 郡 見島村

十馬力 公稱馬力 一〇五〇。 軸馬力 一三一・二五

- 二、航行區間 往航見島、萩間 二十五哩
- 三、時速 復航萩、見島間 二十五哩
- 七、速 (九哩)
- 三、時間 (四〇分)
- 一、航行日數 每月三十日
- 二、航行時間 每日三時半 一月一〇五時間
- 一、重油所要量 每月五四〇〇立 (一時間五立四二)
- 一、船舶所有者 山口縣阿武郡見島村
- 一、道路法施行令第十三條 依左記ノ事ハ渡船錢ヲ徵收セズ
- (一) 軍隊 (二) 應召軍人 (三) 簡閱點呼參會日者
- (四) 憲兵 警備官吏 (五) 國民學校 往復スル初等科
- (六) 徵發物件及其運搬其他

以上

六、船籍 台名阿武郡見島村

見島丸調書補足事項

- 一、起工年月日 昭和十七年二月十日
- 一、竣工年月日 今年三月三十日
- 一、進水式奉行 今年七月二日萩市橋東平元造船所
- 一、竣工式 今年八月二十五日見島國民學校
- 一、就航開始 今年八月十五日
- 一、船種 西洋型汽船、旅客貨物船
- 一、造船費
 - 船體 二万四
 - 機房 二万五千五百七拾四
 - 船具其他 四千四百二拾六
 - 雜費 五百拾五 (村費)
 - 全額 五万四 縣費補助
- 一、乘組定員 五名

一一一系町代印

Y229

旅定員三十人

萩市立図書館



110055746

萩市立図書館蔵書目録